

住居表示維持管理事務処理要領

令和5年3月31日改正

市民局

目 次

I 総論

1 目的	1
2 制度の沿革	1
3 住居表示の原則	1
4 住居表示の実施手続	1
5 条例への委任	2
6 住居表示義務	2

II 町名及び町区域

1 町名・町区域の基準	3
2 住居表示実施後の町名・町区域の変更	3
3 町名表示板	4

III 街区

1 街区の規模	5
2 街区境界線	5
3 街区の角	5
4 街区符号	5
5 街区符号の付定	6
6 街区表示板	6

IV 基礎番号

1 起点の定め方	7
2 フロンテージの定め方	7

V 住居番号

1 建物等の位置の調査	10
2 出入口	10
3 街区境界線に至る径路	17
4 街区外の建物等	18
5 市・区境界にまたがって建てられている建物等	18
6 袋小路内の建物等	18
7 住居番号表示板	20

VI 住居表示台帳

1 規格等	21
2 使用する記号	21
3 編綴	22
4 保管・管理	22

5	閲覧	22
6	住居表示台帳の副台帳	22
7	氏名入住居表示副台帳	23
8	他担当への送付	23
9	住居表示台帳作製・修正処理手順	23

VII 住居番号の付定・変更等

1	届出・申出の書類	24
2	建物等新築届	24
3	住居番号変更申出	27
4	住居番号廃止申出	28
5	住居番号付定申出	29
6	職権処理	30
7	チェック項目	32

VIII 街区変更

1	街区形態の把握	33
2	街区の区域変更	33
3	街区の新設	33
4	街区の廃止	34
5	調査	34
6	処理	34
7	チェック項目	38

IX 住居表示新旧対照表・新規対照表

1	保管	40
2	補完・修正	40
3	新旧対照表の関係行政機関への貸与	40
4	照会	40
5	新旧対照表の閲覧	41
6	町名・地番の照会	41

X 住居表示変更証明

1	住居表示実施に伴う証明	42
2	住居表示の変更に伴う証明	44
3	住居表示変更（街区変更）に伴う住所変更手続一覧	45

XI 住居表示実施に伴う町名変更証明

1	証明事項	47
2	証明書様式及び証明書発行担当係	47
3	証明願出方法	47
4	申請者	47
5	記載要領	47
6	証明書発行に係る確認	47

7	証明発行方法	48
8	証明書手数料	48
9	決裁	48
10	チェック項目	48

XII 新町名地番集録

1	調査	49
2	新町界線	49
3	所在不明地番	49
4	地番集録表・参考図の作成	49
5	地番集録表・参考図の保管・管理	50
6	地番集録表の訂正	50
7	法務局不動産登記管轄	50

XIII 統計・報告

1	報告書	51
2	住居番号表示板保存数調書・請求書	51
3	住居表示維持管理事務帳票必要枚数調	51

XIV 町名街区案内板

1	設置数	52
2	設置位置	52
3	補修	52
4	占用・使用許可の更新	52
5	移設	52
6	建替	52

XV 旧町名継承碑

XVI 地下街の住居表示

1	町名の表示	59
2	街区	59
3	起点	59
4	住居番号	59
5	住所の表示	59
6	町名表示板・住居番号表示板	60
7	住居表示台帳	60
8	地下街案内板	60
9	地下街一覧	62

XVII 欠落調査

1	事業内容	65
2	作業内容	66
3	点検・業者指導	66

4	檢収	67
5	欠落調査事業工程表	67
XVIII 帳票		
1	種類	69
2	帳票仕様	71

I 総論

1 目的

「住居表示に関する法律」(以下「法」という。)は、住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(住居)を表示する合理的な住居表示制度の確立及び住居表示の実施に必要な措置の制定を通して、住居表示に係る諸種の混乱、障害を解消することで、市民生活の便宜を向上させ、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。(法第1条)

2 制度の沿革

我が国の住居表示は、明治4年12月27日に地券制度(地租の上納者を特定するためのもの)が太政官布告され「土地の符号」として付けられた。その後、明治19年8月11日登記法が公布され、不動産登記の土地の表示として地番が用いられるようになった。一方、戸籍においても明治31年6月15日に戸籍法の改正により、本籍の表示として地番号をもって表示されるとともに、住所の表示についても、戸籍の表示として番地という呼称で事務的に用いたものが住所の表示として慣行的に一般化し、地番号をもって表示することとされた。その後、住民把握のため法律は再三改正されたが、住所の表示はいずれも土地の名称及び地番号をもって表示された。

土地の番号は、人の居住場所を知るために設けられたものでなく、租税の徴収や財産としての表示に便利のように設けられたものであるから、地番号が飛び飛びについていたり、桁数の多いもの、又は広大な土地に一つの番号がついている等非常に混乱しており、経済の発展と共に人口密度の高くなった今日においては、土地の名称の混乱とあいまって、人の訪問や企業活動及び各種行政事務の遂行に不便を生じるようになった。

そこで、国において「町名地番制度審議会」を設置し、答申に基づき、市街地の住居の表示について合理的な制度を確立するために、昭和37年5月10日法律第119号をもって「住居表示に関する法律」が公布され、同日施行された。

その後、昭和60年6月14日法律の一部改正が行われ、住居表示の実施に伴い町名等を定めるときは従来の名称に準拠することを基本とするとともに、住居表示の実施に伴い変更された町名等の継承のための処置が講ぜられた。

3 住居表示の原則

住居表示を実施する方法としては、法第2条で規定されているように街区方式と道路方式があるが、本市においては、街区方式を採用した。

街区方式とは、町の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域、すなわち街区に付けられる符号及び街区内にある建物その他の工作物に一定の方式によって付けられる住居表示のための番号を用いて表示する方法である。

なお、道路方式とは、道路に名称を付け、その道路に接し、又はその道路に通じる通路を有する建物その他の工作物に一定の方式によって付けられる住居番号を用いて表示する方法である。

4 住居表示の実施手続

住居表示の実施のため市街地につき区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。(法第3条第1項)

市街地とは地方自治法第8条第1項第2号にいう「普通地方公共団体の中心の市街地を形成している」とある市街地と同意義であり、客観的に市街地という概念にあてはまる地域を指すもので、本市の場合、市域全域を市街地として議会の議決を経て定めている。

住居表示の実施に際しては、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人、関係行政機関の長に通知し、かつ、大

阪府知事に報告しなければならない。(法第3条第3項)

5 条例への委任

住居表示実施日以降、家屋が新たに建築されたり、街区変更により、街区符号及び住居番号に変更を生じる場合における手続きその他必要な事項については、市町村の条例で定めるとされている(法第4条)ため、本市においては、大阪市住居表示条例(以下「条例」という。)を昭和40年3月11日(条例第4号)に制定、同施行規則(以下「規則」という。)を昭和40年8月12日(規則第88号)に制定した。

6 住居表示義務

市民生活の利便を増進するために、住居表示を実施しても、誰も使用しなければ無意味なものとなり、法第6条で「何人」も「住居表示を用いるように努めなければならない」と住居表示を使用する義務を強く要請しており、「国及び地方公共団体の機関」に対しては「住居表示を用いなければならない」と住居表示の使用を義務づけている。

何人と国及び地方公共団体の機関とに義務上の差異を設けているのは、住居表示実施後において、たまたま、知らないで個人が契約等の法律行為に旧表示が使用された場合、直ちにそのことをもって、本来の法律行為について違法、無効の問題が生じないよう留意されたまでのことである。

Ⅱ 町名及び町区域

1 町名・町区域の基準

(1) 町の大きさ

100,000 m² (約 3 万坪) を標準とする。

(2) 町の境界

道路・河川・鉄道又はその他恒久的な施設を充てるものとし、境界線はやむを得ない場合の外は、道路等の側線をとる。

なお、東西道路については南側線、南北道路については西側線とする。

(3) 町の名称

町の名称を定めるときは、出来るだけ連合町方式とし、従来の名称に準拠して歴史的経過のあるもの、親しみ深いもの、語調のよいもの等を選択する。

(4) 町名の簡易化

新たに町の名称を付ける場合は、常用漢字を用いる等簡明なものとし、全市を通じて、文字、発音等が同種、類似又は多画で紛らわしく、繁雑なものは避けなければならない。

2 住居表示実施後の町名・町区域の変更

住居表示実施後、道路・河川・公園・学校等の施設の新設・変更・廃止、また、市営住宅建替、都市再開発事業及び土地区画整理事業等の各種事業によって、町区域及び街区の区域に変更を生じる場合、法令等に定められた手続きを行わずに放置すれば、街区符号、住居番号等に混乱が生じ、当該地域住民に多大な影響を及ぼすこととなる。

そこで、昭和 58 年 8 月 9 日市民第 340 号依頼により、町区域の境界線を変更する必要があるときは、当該事業部局の責任において、町区域変更手続きをするように通知しているところである。

町区域変更を生じる事業が進行した場合にあつては、当該事業部局と常に連携をとり、当該地域住民に周知するとともに、町区域変更時期を逸しないようにしなければならない。

(参考) 町区域変更プロセス

	原因局	市民局・住居表示担当課
1	市民局・各区住居表示担当課との協議 (1) 町区域及び街区変更の原案の検討 (2) 変更実施までのスケジュールの検討 (3) 地元説明の方法・範囲の調整	お知らせビラ作成、住居表示台帳、町名街区案内板修正検討
2	町区域変更の原案作成	街区変更の原案作成（住居表示台帳の修正案作成） 町区域・街区変更のお知らせビラ作成依頼
3	≪ 地元及び事前説明 ≫ ・ 地元町会（連合会長、町会長） ・ 地元議員 ・ 当該委員会委員	
4	≪ 市会議案原案決裁 ≫ （地方自治法第 260 条に基づく） （土地区画整理事業施行区域内は地方自治法施行令第 179 条の特例を採用） ・ 議員説明資料 変更の原因 変更後の町区域 ・ 案件ヒアリング（財政局） ・ 当該委員会、市会への議案説明 ≪ 市会議決 ≫により議決証明書発行依頼	街区・町名・住居番号表示板の作成依頼 町名街区案内板の修正依頼 （市民局と予算配付についての連絡調整） 変更調書（第 6 号様式）の作成 住居表示台帳・副台帳・氏名入副台帳修正 新旧対照表（第 9 号様式）の作成
5	知事届出（大阪府総務部市町村課）及び告示日確認	総務担当課に告示依頼
6	≪ 府・市告示 ≫	
7	法務局への所在の変更申請	住居表示変更通知書（第 3 号様式の 2） 街区・町名・住居番号表示板の取付 町名街区案内板の修正 区関係課への連絡
	関係行政機関への通知 町区域変更について 街区変更について（第 7 号様式）	
8	≪ 実施 ≫	
9		住居表示変更証明願（第 14 号様式）発行

3 町名表示板

町名表示板の様式は、大阪市住居表示実施基準（以下「実施基準」という。）に規定している。

① 表示場所

町名表示板は、門柱又は玄関のおおむね 1.6m の高さの歩行者から見やすい場所に、住居番号表示板と並列又は一列につけるものとする。

② 規格等

実施基準で定めている。

③ 接着剤

ポリエチレンフォーム・アクリル系・180 度引きはがし粘着力 6.5N/10 mm 以上・引張せん断接着力 30

N/c m²以上の両面テープを使用する。

Ⅲ 街区

街区とは、道路・河川・水路・鉄道又は軌道の線路その他公共溝、コンクリート塀などの恒久的な施設として認められるもの、又は、著明な地形に画されたものをいう。

1 街区の規模

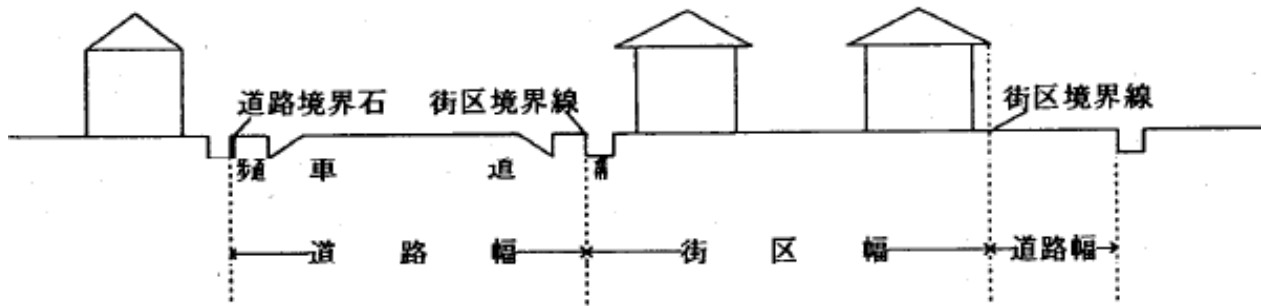
実施基準で面積 5,000 m² (約 1,500 坪) を標準にしているが、道路・家屋密度等を考慮する。

- (1) 面積 5,000 m²は住居地域における標準であり、商業地域・工業地域等、地域の特性を十分考慮する。
- (2) 幅員 4 m 以上の道路で画されている。
- (3) 家屋数は 30 戸程度が適当である。

2 街区境界線

道路で街区が画されている場合は、道路境界石の家屋側が街区境界線である。

なお、側溝のない道路は、塀または屋根下線をもって街区境界線とする。



3 街区の角

街区境界線が 10 度以上の角度をもっているものをいう。

4 街区符号

街区の位置を示す符号であり、実施基準には「数字を用い」とあるが、実施及び街区変更等によりやむを得ない場合、例外的に漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベットでもって表示している街区がある。(地下街の特例については、XVI 地下街の住居表示 参照)。

数字以外の街区符号を用いている事例

- ・北区 天神橋二丁目 北 1 ～ 北 2
- ・中央区 道頓堀一丁目 東 1 ～ 東 7
久太郎町四丁目 渡辺
上町 A・B・C
- ・西区 千代崎三丁目 南 2・北 2・中 2
- ・淀川区 加島三丁目 中 1 ～ 中 8
- ・鶴見区 焼野一丁目 南 1 ～ 南 1 1
焼野二丁目 南 1 ～ 南 7
浜五丁目 南 1
諸口五丁目 浜 6 ～ 浜 1 4
- ・平野区 長吉川辺一丁目 北 1 ～ 北 3
長吉川辺二丁目 北 1 ～ 北 4

5 街区符号の付定

各町（丁目）毎に、大阪城に近い街区を起点として連続蛇行式に町の形態及び周りの町の形態等を考慮して、順序よく付定する。

なお、公園などで、現在、建物等が無い街区であっても将来、住居番号が必要な建物等が建設されることが予想される場合は街区符号を事前に付定する。

6 街区表示板

「住居表示に関する法律」第8条第1項で、市町村は町の名称及び街区符号を記載した表示板を設けなければならないとされている。街区表示板の規格等は実施基準で規定されており、区名、町名、街区符号、ローマ字町名、ローマ字区名、区の花を表記している。

（1） 設置場所

歩行者、諸車から見やすい所に設置するものとし、各街区の角付近の建物等の所有者等の了解を得て、取り付けるものとする。

- ① 街区表示板の下端が地上からおおむね 1.6m になる位置に取り付ける。
- ② 広い道路と狭い道路が交差するところでは、広い道路に面した位置に取り付ける。
- ③ 電柱（関西電力・NTT）には取り付けない。
- ④ 門柱には取り付けない。
- ⑤ 表札が取り付けられると考えられる位置には取り付けない。

（2） 取付方法

両面テープ等により壁面等を損傷しないよう取り付ける。

なお、劣化した街区表示板を取り外せない場合は取り付け補助具を用い湾曲型街区表示板を取り付ける。

（3） 規格等

- | | | | |
|----------|-----------|----------------------------------|--|
| ① 材質 | メタクリル樹脂 | | |
| ② 形状・寸法 | 平板 | 2mm×840mm×120mm | |
| | 湾曲板（R130） | 2mm×850mm×125mm（内径） | |
| ③ 文字等の配列 | 実施基準による | | |
| ④ 文字等の書体 | 区の名 | 中ゴシック | |
| | 町の名 | 新ゴシックM | |
| | 街区符号 | 中ゴシック | |
| | ローマ字 | 中ゴシック | |
| | 区の花 | 「区の花」による | |
| ⑤ 刷色（地色） | にぶ緑 | 都島区、港区、浪速区、淀川区、東成区、阿倍野区、住之江区、平野区 | |
| | 暗い黄緑 | 北区、此花区、大正区、東淀川区、生野区、城東区 | |
| | 暗い青 | 中央区、西淀川区、旭区、東住吉区、西成区 | |
| | 暗い茶 | 西区、天王寺区、鶴見区、住吉区 | |
| | ふじ色 | 福島区 | |
| | （文字） | 純白 | |

（4） 街区表示板の補充

欠落、破損等により新たに街区表示板を取り付ける必要が生じ、街区表示板の不足が生じたときは、市民局に連絡すること。また、市民局からの照会時に必要枚数を報告すること。

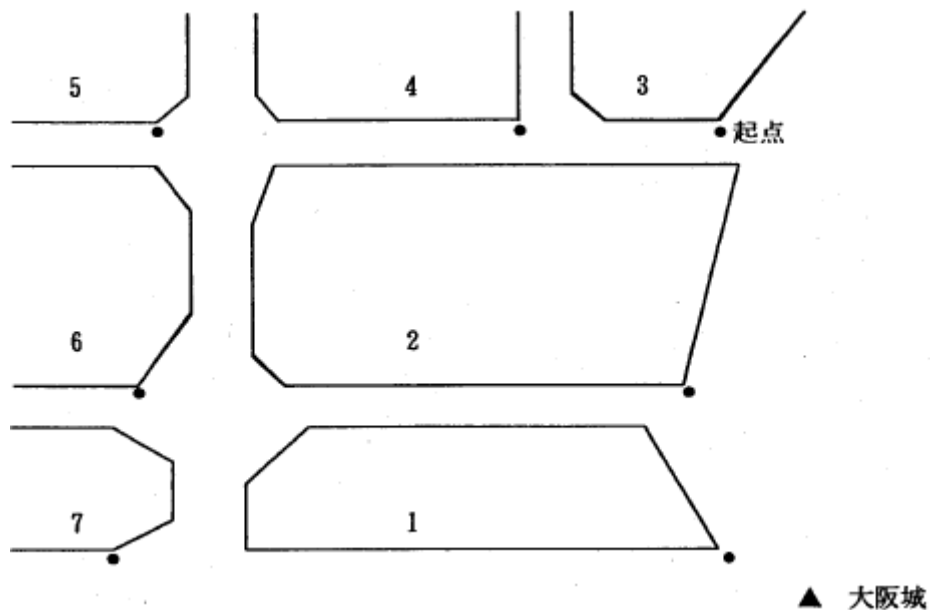
IV 基礎番号

大阪城に近い街区の角を起点として、右回りに街区の境界線を一定の間隔（10m）に区切ったものを「フ

ロンテージ」といい、それに順次番号を付定したものを基礎番号という。

1 起点の定め方

(1) 大阪城に近い街区の角



(2) 街区境界線の一部が河川等に接し、その部分に基礎番号をつける必要がない場合には、その接する部分の端から、基礎番号が右回りとなるように起点を定めてフロンテージをうつ。

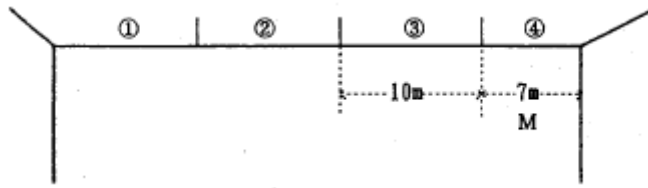


2 フロンテージの定め方

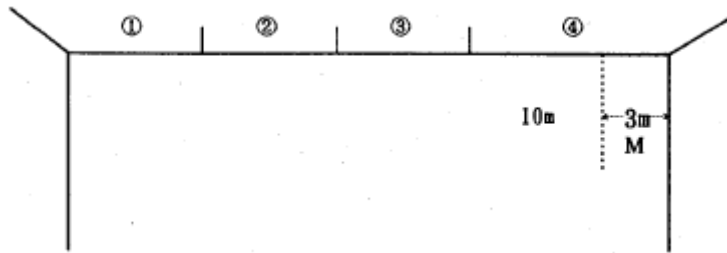
フロンテージは10m間隔とし、一辺精算方式とする。なお、街区境界線の角が角度170度以上190度以下の場合は直線とみなし、新たなフロンテージの起点としない。

フロンテージを定めるにあたって、一辺の最終フロンテージに端数(M)が生じたときは次による。

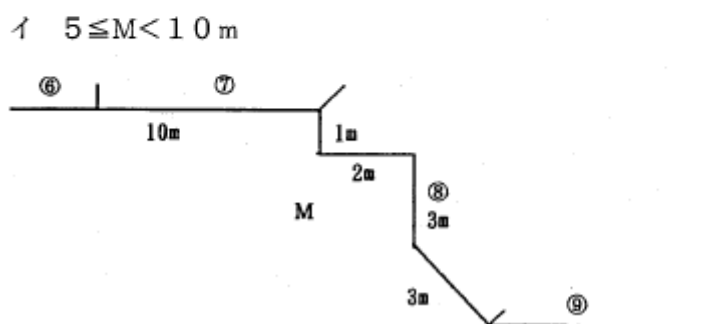
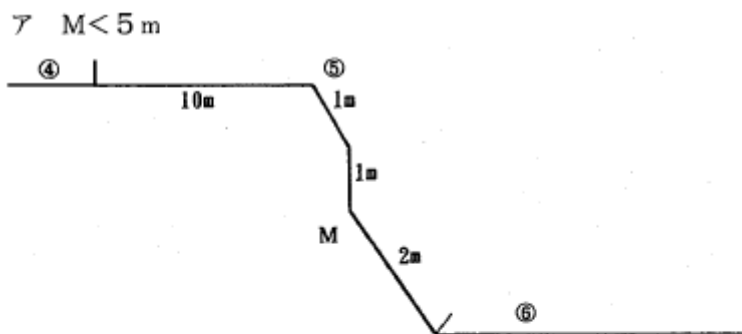
- ① $5\text{ m} \leq M < 10\text{ m}$ の端数が生じたとき（新たにフロンテージを設ける）



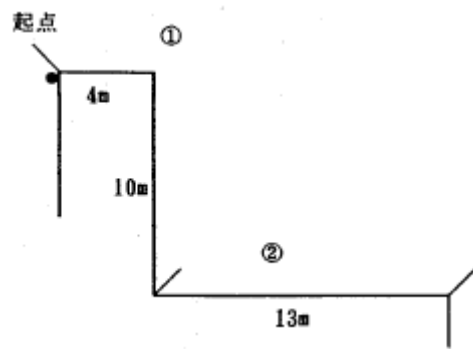
- ② $M < 5\text{ m}$ の端数が生じたとき（直前のフロンテージに加える）



- ③ 5 m未満の辺（角及び曲線）が連続するとき（直前のフロンテージに加える）



- ④ 起点の直後に 5 m 未満の辺があるとき



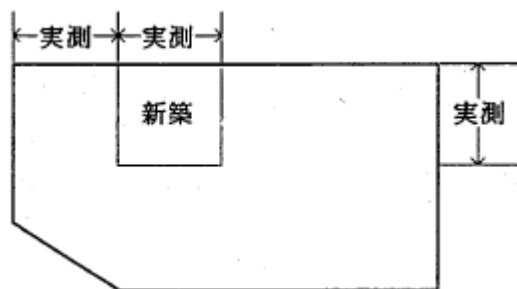
V 住居番号

住所を必要とする建物・ガレージ等（以下「建物等」という。）の出入口、又は径路が街区境界線に接するところの基礎番号をもって付定される番号を住居番号という。

なお、出入口及び径路が2つの基礎番号の境目に当たるときは、若い数字の基礎番号でもって付定する。

1 建物等の位置の調査

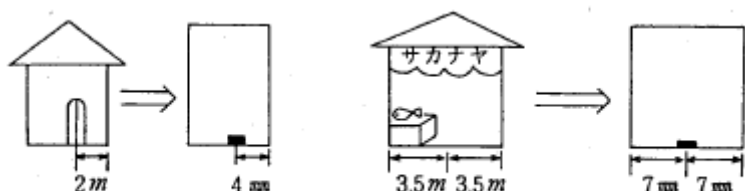
現地において建物等の位置を最も近い角から実測して確定する。



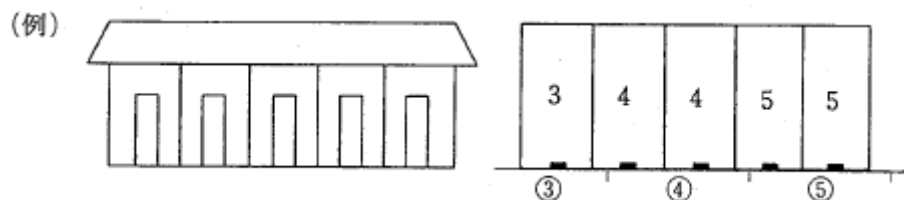
2 出入口

出入口は、その中心をもって表示する。なお、建物等に2つ以上の出入口があるときは、所有者等の意向を聴取して主な出入口をもって表示する。

(1) 一般住宅

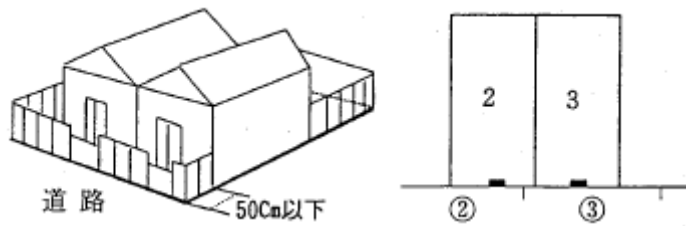


◎ 複数の住戸で形成されている建物（長屋、文化住宅等）については、一戸ずつ表示するため棟割する。



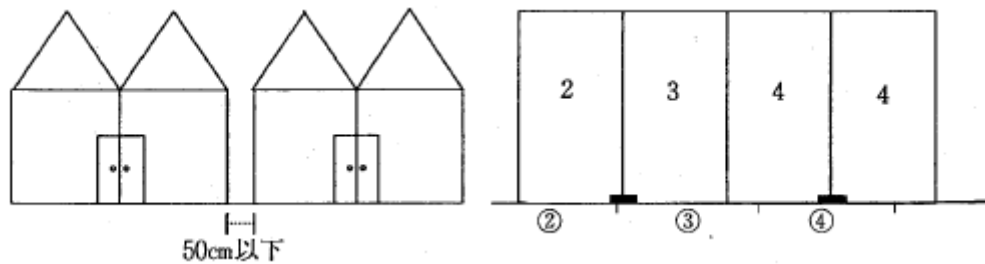
- ◎ 建物と道路の間隔が 50 cm 以下の場合、道路線をもって建物線とする。
- ◎ 建物の裏側の塀が建物の最終線に続いている場合は、その塀の線を建物線とする。

(例)



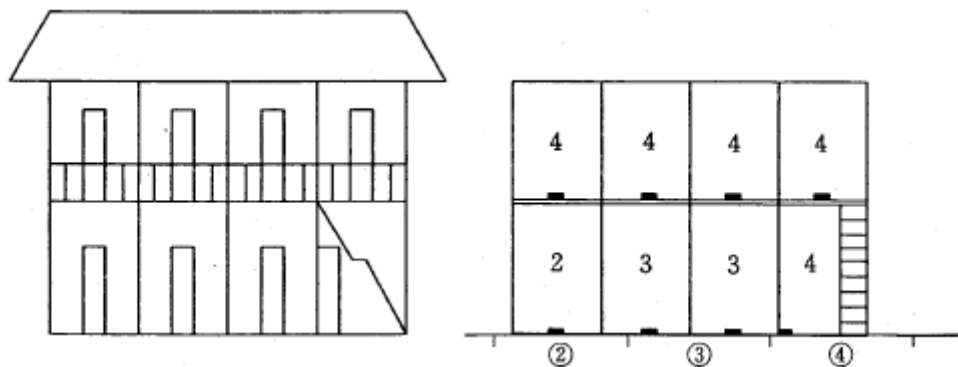
- ◎ 棟が分かれていて、建物と建物の間の隙間が 50 cm 以下で、通路となっていない場合は、一本線で表示する。

(例)



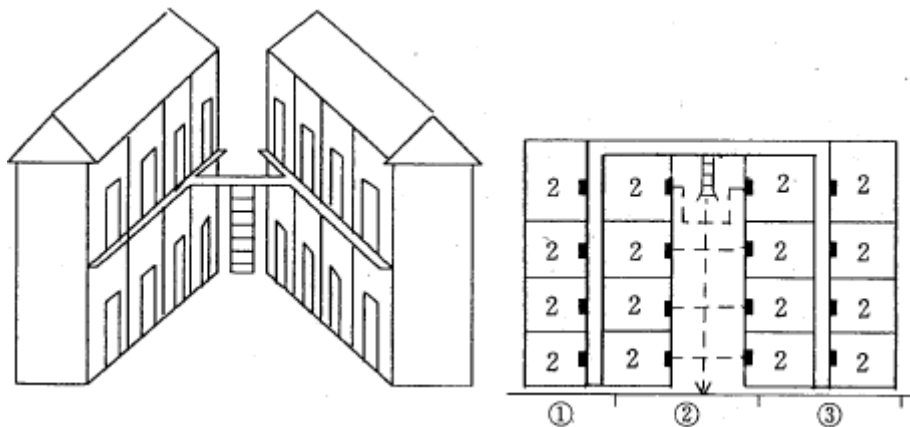
- (2) 2階建連続住宅（1階を出入口側に2階を後に）

(例)



- (注) 階段が2カ所以上設けられているときは、使用状況等考慮して、街区境界線に近い方、または、若い街区符号の方を表示する。

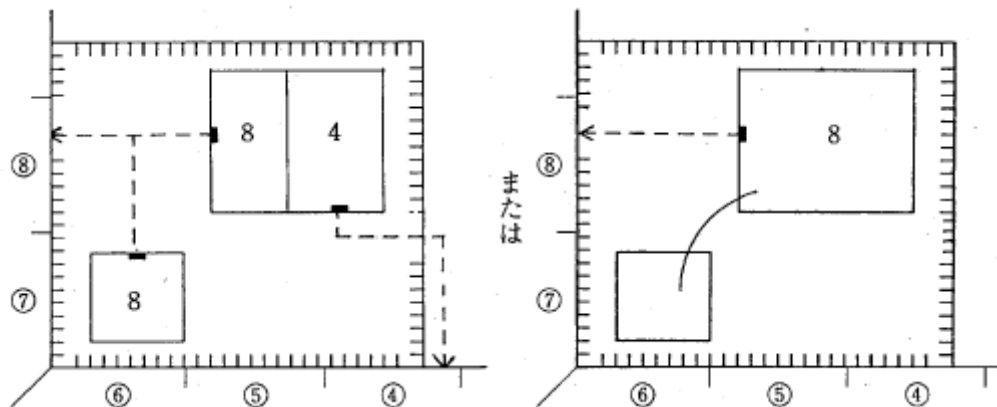
- (3) 階段の方向、位置を変えて図面上表示してもさしつかえないが、径路への出入口は変えてはならない。



- (4) 同一敷地内に数戸の家があるとき

各住居に通じる門および通路が別々にある場合は、居住者等の意向を聴取のうえ、棟割するか付属建物にするか決める。

(例)



- (5) 団地設計建物（棟番号のある連続住宅）

団地設計建物とは、地方公共団体、住宅都市整備公団等が一定区域に集団的に建設した住居・店舗又は事務所をいう。

① 棟番号

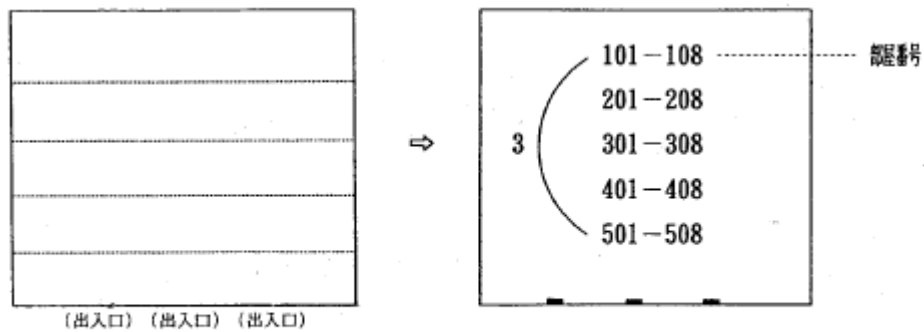
棟番号は大阪城に近い建物から街区毎に順序よく、数字により付定する。

なお、付定にあたって建設主体の異なる団地設計建物が複合する場合は、建物の建設主体毎に連続する棟番号を用いるよう指導する。

(例) ☆市営住宅	1 棟	2 棟	3 棟
☆市住宅供給公社	1 1 棟	1 2 棟	1 3 棟
☆府営住宅	2 1 棟	2 2 棟	2 3 棟
☆住宅都市整備公団	3 1 棟	3 2 棟	3 3 棟

② 住居番号

棟番号と各戸の部屋番号をもって表示し、出入口については、全て表示する。



(例) ○○△丁目4番3-101号
棟番号

(6) 中高層建物（棟番号のない建物）

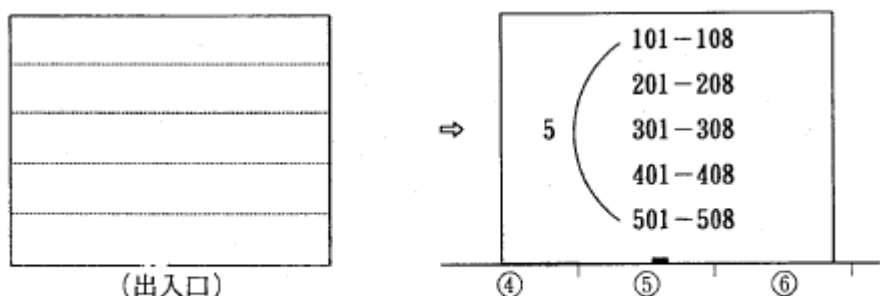
中高層建物とは、団地設計によらない4階以上で構造上区分され、30戸以上独立した住居、店舗又は事務所の用途に供することを目的とした建物で、各戸（室）に番号が付されているもの、または建物所有者等が、各戸に番号を付定することについて特に強い要望がある建物等をいう。

住居番号は、建物の出入口の基礎番号と各戸（室）の部屋番号をもって表示する。部屋番号を数字以外で表示している場合は、数字で表示するよう指導する。部屋番号は各階毎の一連番号とし、1階は100番代、2階は200番代、地下1階はB100番代を付定する。

なお、10階建以上の建物であるときは1000番代を使用する。

ただし、各フロアが移動可能な間仕切りによって区切られている場合は、1階は100番、2階は200番と付定する。（中高層建物の取扱要領（昭51. 1. 6改正）：昭51. 3. 23付総務第757号で送付 P. 17参照）

① 住居・店舗・事務所専用



(出入口)

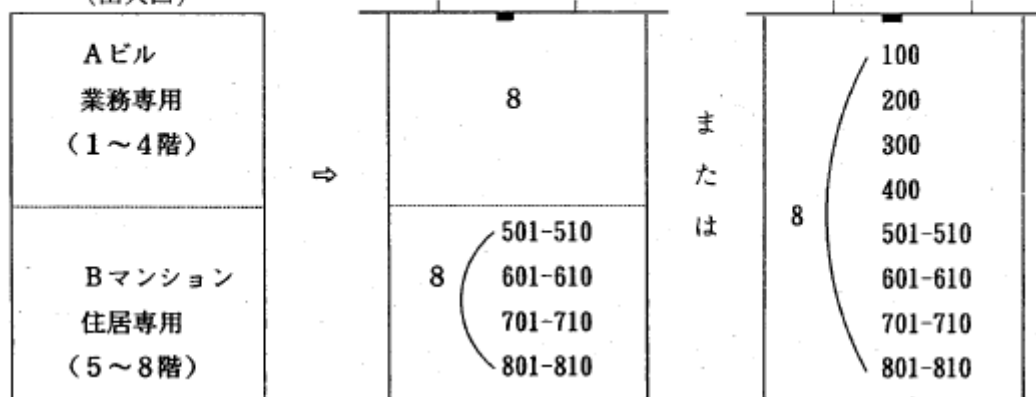
基礎番号 5

(例) ○○△丁目4番5-101号
基礎番号

② 住居と事務所・店舗と共用

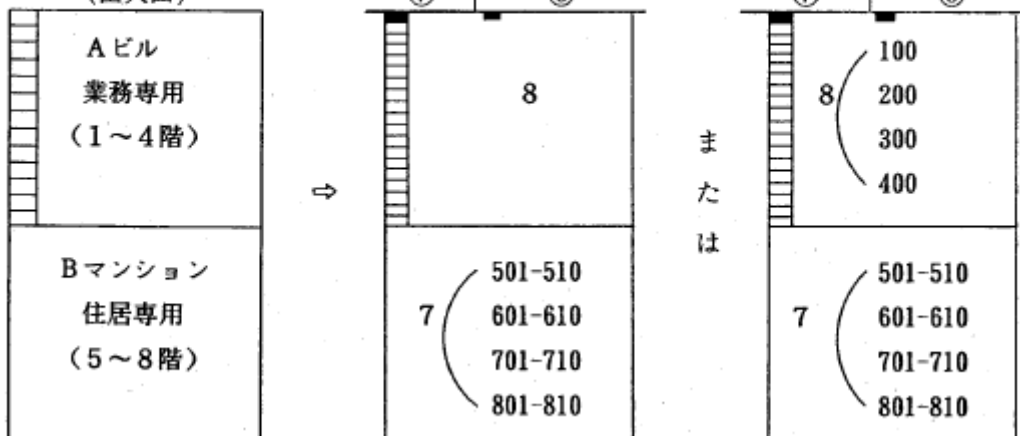
ア 出入口が同一の場合

基礎番号 8
(出入口)



イ 出入口が別個にある場合

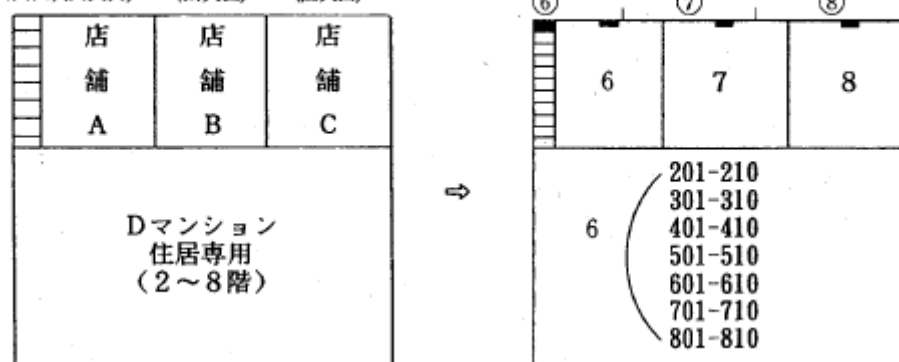
基礎番号 7, 8
(出入口)



ウ 1階が独立した店舗、2～8階が住居の場合

基礎番号 6, 7, 8

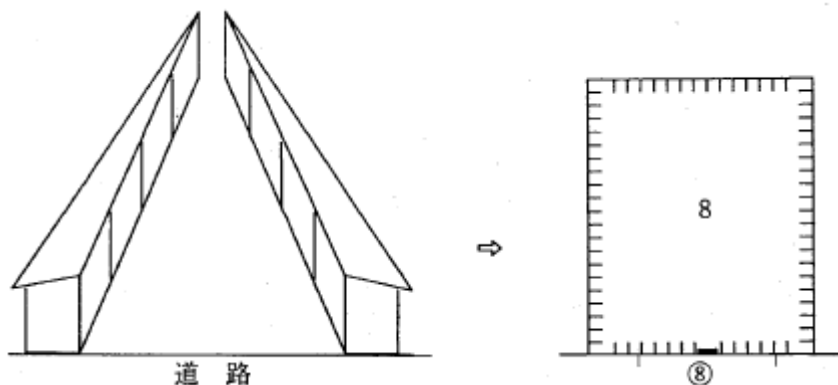
(出入口)(出入口) (出入口)



(7) ガレージ・モータープール

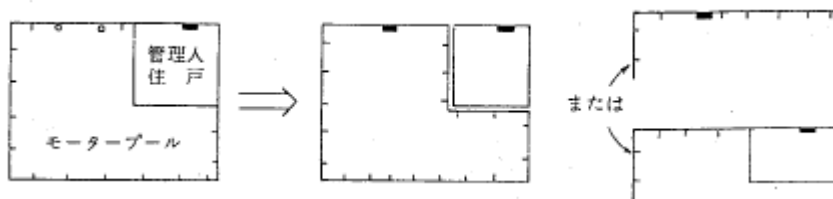
① ガレージ

例のようなガレージの場合、塀記号で表示し、出入口が別個にある場合でも、建物の中央部をもって出入口を表示する。

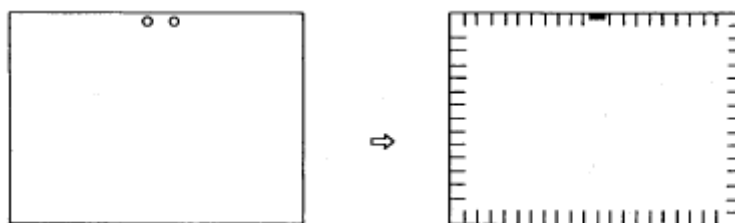


② 管理人のいるモータープール

管理人の住戸が別棟であり、しかも出入口がモータープールの出入口と別にある場合は、それぞれ棟割して出入口を別々に表示するか、あるいは一つの建物として、モータープールまたは住戸の出入口を表示するか、所有者等の意向を聴取のうえ決める。



③ 青空駐車場



中高層建物の取扱要領

改正昭和 51. 1. 6

大阪市住居表示実施基準（以下「実施基準」という。）の第1の7「中高層の建物の住居表示の特例」の取り扱いに関し、中高層の建物の範囲及びその付定方法等については、原則として次によるものとする。

1. 範囲

4階建て、かつ30戸（室）以上の建物のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 主として住居の用途に供することを目的とするもの
- (2) 主として事務所、店舗等の用途に供し、賃貸、区分所有することを目的とするもので、構造上区分されており、各区分に番号が付されているもの

- (3) 建物の利用状態がふくそうしているもの
- (4) 建物の管理者等が、各戸（室）に番号を付定することについて特に強い要望のあるもの

2. 付定方法

- (1) 棟番号を使用しない建物において、2以上の出入口がある場合は、各戸（室）に通じる主たる出入口の基礎番号を用いるが、この場合所有者又は管理人等の意向を聴取した上で認定すること
- (2) 新たに各戸（室）の番号を付定する必要がある場合は、建物の右側より各階ごとの一連番号とし、1階は100番代、2階は200番代というように付定すること。ただし、各戸（室）に整然と付定できない場合は、階層ごとに1階は100番、2階は200番というように付定することができる。
- (3) 各戸（室）の番号が、既に一定の順序により整然と付定されている場合は、変更することなくそれをもって住居番号としても差し支えない。

3. 住居番号表示板の表示方法

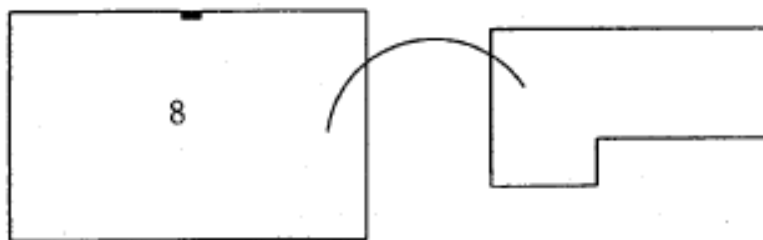
- (1) 街区符号及び基礎番号又は棟番号を表記した表示板（実施基準の別紙5による表示板）は、門柱又は建物の出入口（住居表示台帳に表示する出入口）に取り付ける。
- (2) 各戸（室）の番号を表記した表示板（実施基準の別紙6による表示板）は、各戸（室）の出入口に取り付けるよう管理人等に要望すること。

(8) その他の建物等

① 付属建物

所有者等が同一街区内の同一敷地内に、一つの主たる建物等とそれに付属する性質をもつ建物等として位置づけられる建物等を所有している場合、主たる建物等以外には特に住所付定の必要がなく、かつ、主たる建物等の出入口を径路として出入するとき、それらの建物等は、一つの主たる建物等とその付属建物であるという。

住居表示台帳上には、主たる建物等のみ住居番号及び出入口記号を表示し、付属建物は主たる建物等と弧線で結ぶものとする。



② 従属建物

所有者等が同一街区内で同一敷地外、または他の街区に、付属する性質をもつ建物等として位置づけられる建物等を所有している場合で、主たる建物等以外には特に住所付定の必要がない場合、それらの建物等は一つの主たる建物等とその従属建物であるという。

住居表示台帳上には、主たる建物等により住居番号及び出入口記号を表示し、従属建物が同一街区にある場合は主たる建物等と弧線で結び他の街区にある場合は、従属建物に鉛筆書きで

⑨と表示し、氏名入副台帳には主たる建物等の所有者等の住所・氏名を記載する。

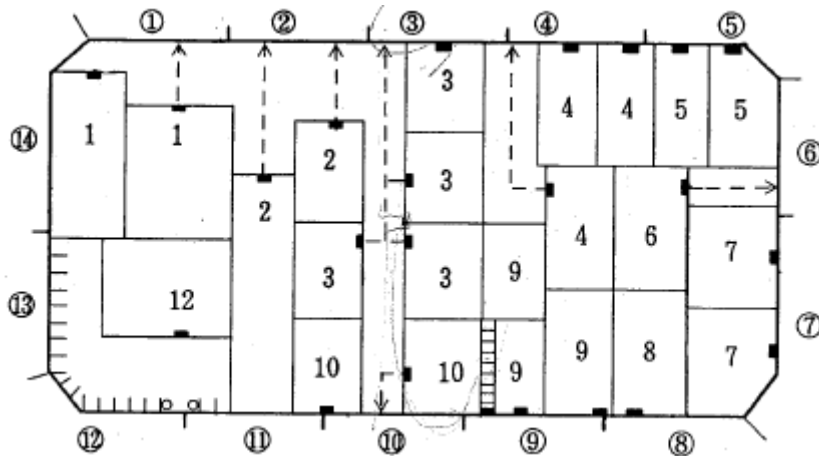
- 【例】
- | | |
|----------|------------|
| ・親会社と子会社 | ・中枢機関と補助機関 |
| ・母屋と離れ | ・総合機関と専門機関 |

なお、①及び②において各建物等がその性質において強い独立性をもち、固有の住所を必要としている場合は付属建物あるいは従属建物とはみなさず、それぞれの建物等に住所付定するものとする。

3 街区境界線に至る径路

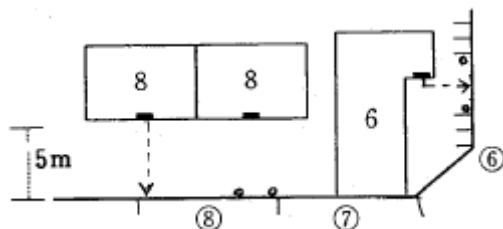
径路は、通路の幅員及び隣接建物等の関連性を考慮し、建物等の出入口から街区境界線に至る最短距離とする。

なお、街区境界線に至る距離が同一である通路が2つ以上ある場合は、若い基礎番号に通じる径路とする。



径路の表示

建物等の出入口から街区境界線に至る距離が5m以上あるときは、その出入口から街区境界線に至る径路を、出入口および街区境界線に対して垂直に表示する。なお、門柱記号があるときは、径路を省略する。ただし、その距離が5m未満でも、径路が街区境界線に垂直でない場合は、その径路を表示する。



4 街区外の建物等

河川、道路、軌道の敷地等街区の外に建っている建物等については、

(1) 不法占拠でない建物等

建物等が官公署の許可を得て建設されたものについては、当該建物等の出入口の位置が同一町区域内で最も近い街区の符号及び基礎番号をもって表示し、建物等に町名表示板・住居番号表示板を取り付ける。

(2) 不法占拠の建物等の表示

街区符号と基礎番号及び住居番号の後に「先」の文字を加えて表示する。なお、建物等には表示板は取り付けない。

【例】 大阪市北区〇〇×丁目×番××号先

(3) 係留されている船を住居としている場合

河川、港湾等に係留している船舶居住者については、船舶が係留する町区域に最も近い街区符号と基礎番号及び住居番号の後に「先」の文字を加えて表示する。

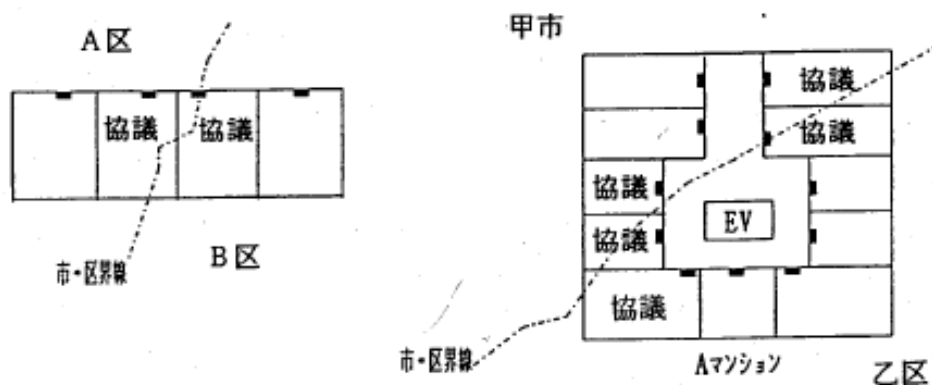
ただし、表示板は取り付けない。

なお、街区外の建物であっても、その所有者等に対しては、上記(1)～(3)の表示方法により作成した「通知書」を配付する。

5 市・区境界にまたがって建てられている建物等

市・区界上にまたがる建物等については、住民基本台帳・税金・学校・水道・ゴミ等の問題があり隣接市・区と協議のうえ建物等の出入口の位置等を判断して所属する市・区を決定したうえで住居番号の付定をする。

また、独立居住の設備のある団地設計建物・中高層建物（マンション等）については、各部屋毎に個々の建物として取り扱い、関係市・区と協議して決定すること。



6 袋小路内の建物等

袋小路内に同番号の建物等が多数あり、かつ、建物等の所有者等が同姓のため郵便物等が誤配されプライバシーが侵害されるおそれがあるなどの理由から、所有者等から住居番号の変更の申し出があったときは次の方法により付定する。

(1) 袋小路内のフロンテージ

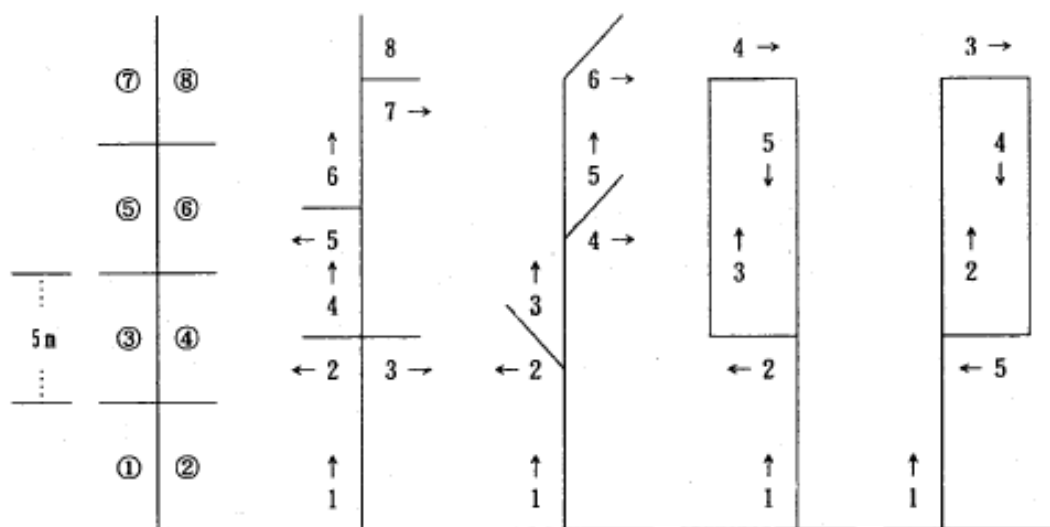
袋小路の中心線に5mのフロンテージを区切り、街区線側から順次、左右に振り分け、左側を奇数、右側を偶数として枝番号を付定する。

(2) 住居番号の表示

当該建物等からの径路が街区の境界線に接するところに付定されている基礎番号と当該建物等の出入口に接する枝番号をもって表示する。

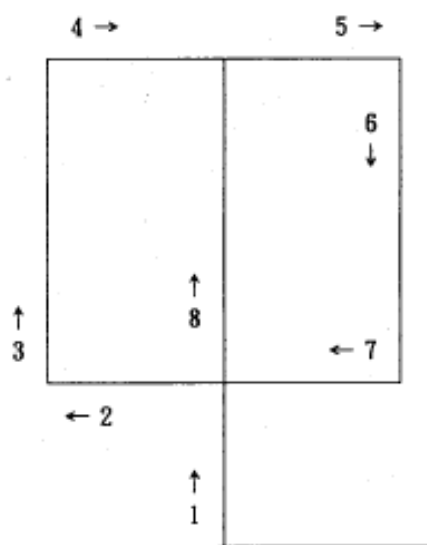
(3) 枝番号の付定方法

下図の数字の流れに従い、順次、枝番号を付定する。

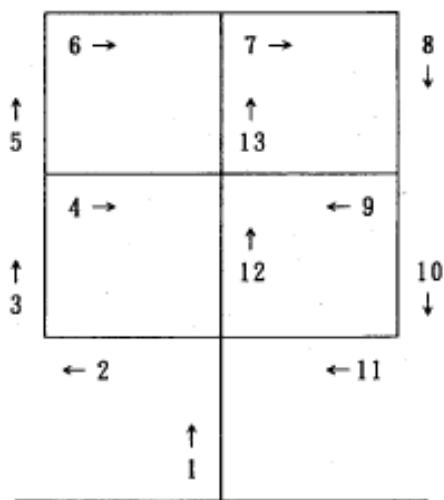


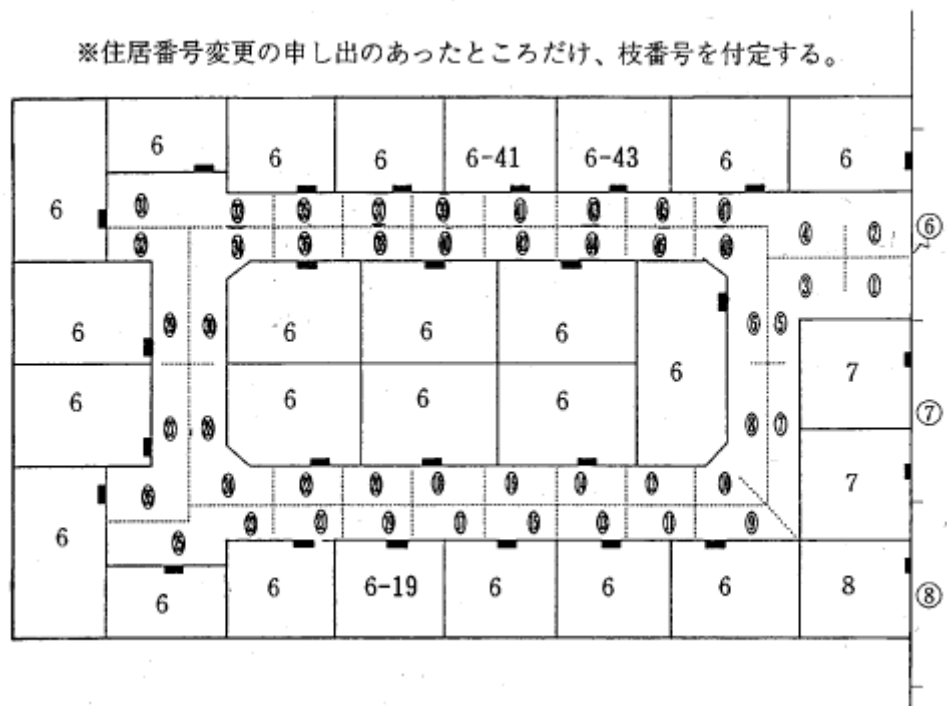
街区境界線

①, ② フロンテージ番号
1, 2 番号の流れる順番



街区境界線





7 住居番号表示板

住居番号表示板の様式は、規則第6条及び実施基準に規定している。

(1) 表示場所

- ア 玄関又は、門柱の向かって右側を原則とし、通行人等から見やすい位置に取り付ける。
- イ シャッター等により隠れない位置に取り付ける。
- ウ 門の内に複数の個別の建物等があるときは、門及び各建物等にもそれぞれ取り付ける。
- エ 棟番号を付定した団地設計建物については、すべての出入口に取り付ける。

(2) 規格等

実施基準で定めている。

(3) 保管・管理

保管ケースに番号順に整理するとともに、「住居番号表示板保存数調書・請求書」(第11号様式)により、常に不足を生じないように管理すること。

(4) 補充

不足が生じないよう「住居番号表示板保存数調書・請求書」により管理し、市民局からの照会時に不足分を報告すること。

なお、やむを得ず不足が生じた時は、無地板に番号シールを貼付するか又は同色の区から借り受けて対応すること。

VI 住居表示台帳

住居表示台帳は、「住居表示に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、街区毎に住居番号を必要とする建物等の位置、出入口及び径路、並びに町名、街区符号、方位、縮尺を表示したものをいい、街区符号及び住居番号を公証する唯一の公簿である。

新築届出等に基づく処理、あるいは街区変更にとまなう処理により、住居番号の付定あるいは変更等をおこなった場合は、すみやかに住居表示台帳を補完又は修正する。

記入、修正の際には、大阪市住居表示用テンプレートを使用すること。

1 規格等

(1) 図面の縮尺

1/500であるが、街区面積により1/1000または1/2000等とする。

(2) 仕上寸法

日本工業規格B4判

(3) 材質

ポリエステルベースのサンド・マット300番

2 使用する記号

〈住居表示台帳〉

‡ 街区境界線

0.5mm

‡ ピッチ

‡ 基礎番号

‡ 住居番号

‡ 建物線他

0.1~0.2mm

‡ 出入口

‡ 径路

‡ 堀

‡ 門

‡ 河川・海岸

‡ JR

‡ 私鉄

‡ 地下鉄

‡ 建築中の建物

‡ 廃屋

■ (縦1mm・横2mmの中塗りつぶし)

-----> (地上)

===== (廊下・幅1.5mm)

-----> (建物の下)

||||| (階段・幅1.5mm)

|||||

○ ○

=====

■ ■ ■ ■

++++++

|||||

敷地内に鉛筆書きで「㊟」とする。

建物内に鉛筆書きで「㊟」とする。



⌘ 従属建物	建物内に鉛筆書きで「㊸」とし、氏名入副台帳には建物所有者等の住所、氏名を記載する。
⌘ 空き地	鉛筆書きで「㊹」とする。

〈氏名入副台帳には次の記号も併用する〉

↑ 空き家	建物内に鉛筆書きで「ア」とする。
↑ 住居者不明	建物内に鉛筆書きで「不」とする。

3 編綴

町丁目単位で作成した街区見出図とともに、町丁目毎に、各区で定められた町丁目の順位によりバインダーで編綴する。

4 保管・管理

住居表示台帳は散逸・紛失しないよう、施錠できる耐火性ロッカー等で保管・管理する。

5 閲覧

法第9条第2項の規定により、関係人から住居番号の確認のため「住居表示新旧対照表・住居表示台帳閲覧申請書」（第8号様式）により閲覧申請があったときは、無手数料で台帳又は副台帳を閲覧させなければならない。

ただし、氏名入副台帳については、閲覧に供してはならない。

（1）方法

ア 職員の面前でさせること。

イ 遵守事項を閲覧者に明示すること。

- ◎ 申請書に記入された閲覧理由以外の目的に転用したり、みだりに第三者に教示することを禁じる。
- ◎ 複写・撮影等を禁じる。
- ◎ 指定した閲覧場所において、閲覧すること。
- ◎ 破損・汚損等しないように注意すること。

（2）関係人

関係人とは、当該建物等に居住または所有・管理している、又はしようとしている者及び法人をいう。

（3）手数料

大阪市手数料条例施行規則第9条第17号に該当し、手数料は免除する。

（4）決裁

当日分の申請書を取りまとめ、決裁を受けること。

6 住居表示台帳の副台帳

副台帳とは住居表示台帳の閲覧に際し、汚損・破損・改ざんを防止することから、住居表示台帳を複写したものである。

なお、副台帳は火災等による住居表示台帳の滅失等の際の再製のために、市民局に備えるものとする。

7 氏名入住居表示副台帳

氏名入住居表示副台帳とは、副台帳に当該建物等の管理者等の氏名又は名称を記載したものである。

住居表示担当課に備えおき、転入、転居等による住民異動届の受理に際して、住所の確認に使用し、建物等の新築、改築等による現状を常に把握し、誤った住所等の使用の防止に努めなければならない。

なお、氏名入副台帳は内部事務処理資料として作製したものであるもので、閲覧に供してはならない。また、新に氏名入副台帳を作成したときは、街区表示板の取り付け位置を「街表」のゴム印でもって押印する。

8 他担当への送付

建物等新築届・住居番号変更等申出書による届出等があったときは、すみやかに台帳の修正を行い、市民局に副台帳を翌月 10 日までに送付しなければならない。

9 住居表示台帳作製・修正処理手順

住居表示台帳は記載事項に変更があった場合は、次の手順ですみやかに修正を行い、常に最新のものにしておく必要がある。

(1) 町区域・街区変更に伴う台帳処理

① 住居表示担当課

市民局へ街区変更告示依頼とともに変更図（街区見出し図及び 1/500・1/1000 街区図）を送付する。

② 市民局

住居表示担当課より送付された変更図をもとに、台帳を作製するのか修正するのかを判断し、住居表示担当課に連絡する。

③ 住居表示担当課

連絡を受けた後、業者から見積もりをとり市民局に予算配付依頼する。

(2) 街区内での変更処理

新築届等に伴う日々の台帳修正は、原則として住居表示担当者が行う。しかし、かなりの修正を伴うものについては、業者により修正又は作製させるため、事前に市民局と協議のうえ業者から見積もりをとり市民局に予算配付依頼する

作製か修正かのおおよその基準は次のとおりである。

修正 30%未満	区担当者
30~40%	業者修正
50%以上	業者作製

Ⅶ 住居番号の付定・変更等

1 届出・申出の種類（すべて第1号様式で対応する）

（1）建物等新築届（条例第3条第1項・規則第2条）

建物等を新築（さら地の上に建物を建築した場合をいう）した者は、直ちに区長にその旨を届け出なければならない。

ただし、新築した後も新築前と同一の者が居住する場合は改築扱いとし、住所が変更するときは「住居番号変更申出」の手続きをすることとする。

建物等とは

- ① 住居の用に供する建物
- ② 事務所・事業所・店舗・工場・倉庫
- ③ 学校・図書館・体育館等公共施設
- ④ 展示場・劇場等
- ⑤ モータープール・ガレージ

をいう。

（2）住居番号変更申出（条例第3条第2項・規則第2条）

建物等の所有者（管理者・居住者等を含む）が改築（建物の一部を残して建築した場合をいう）をして、出入口を変更したとき、又は、所有者等から枝番号の付定の申出があったとき、並びに街区内部通路の改修等により、街区境界線に至る径路変更したときは、区長にその旨を申し出ることができる。

（3）住居番号廃止申出（条例第3条第2項・規則第2条）

建物等が滅失したとき、あるいは、従属建物又は付属建物としたときは、所有者等は区長に、その旨を申し出ることができる。

（4）住居番号付定申出（条例第3条第2項・規則第2条）

従属建物または付属建物に住居番号が必要になったときは、所有者等は区長に、その旨を申し出ることができる。

2 建物等新築届

（1）受付

建物等を新築した者から届け出があったときは、建物等新築届（第1号様式）に所定の事項を記載のうえ、署名を求め受け付ける。

（2）審査

住居表示台帳と十分に照合等を行い、不要な届け又は、虚偽の届けを受理しないよう注意すること。

① 届出年月日

届出年月日は、区役所窓口へ届け出た日であって、その日が記載されていること。

② 届出人

届出人は新築した建物等の所有者、管理者、居住者、建築者またはそれらの代理人であり、住所・氏名・名称が正確に記載されていること。

氏名は住民基本台帳に記載されている氏名を記載する。名称は法人・商業登記している名称を記載する。

③ 所在地

調査に行く必要があるので、所在地については、建物等の所在がわかるように記載されていること。

④ 建物等の階数及び戸数

建物等が2階以上のマンション、アパート、事務所等の場合は、枠内に階数と総戸数を記入すること。

⑤ 新築年月日

建物等の完成日又は、完成予定日を記載すること。

⑥ 建物等の配置図

住居表示台帳に記載する上での基礎となるので、正確に記載するよう、また、正確なものを添付するよう届出人に指導する。

- ‡ 方位に合わせ配置図が記載されていること
- ‡ 入口の位置が明記されていること
- ‡ 建物及び敷地等の寸法が記載されていること
- ‡ 入口から道路に行く径路が記載されていること
- ‡ その他、住居表示台帳作成上必要となる事項を記載すること

⑦ 中高層建物の階層及び部屋数

第2号様式を添付する（氏名は特に必要としない）。

(3) 受付処理簿（第5号様式）への記載

届書を審査し、受理を決定したときは受付処理簿に記載する。

- ‡ 番号
届書の受付順に年度毎の追い番で番号を記載する
- ‡ 年月日
届書を受け付けた日を記載する
- ‡ 届出人の住所・氏名
届出人の住所・氏名・電話番号を記載する
- ‡ 種別
新築の欄に件数を記載する
なお、件数は住戸数（中高層建物にあつては部屋数）
- ‡ 完成年月日
建物等の完成日又は完成予定日を記載する

(4) 調査

届書の記載内容と住居表示台帳を記載するうえでの必要な事項を調査する。

① 出張

調査のため出張するときは、職員証を携帯すること。

② 準備

届書・当該街区の氏名入副台帳の写し・巻き尺等

③ 調査事項

ア 街区形態

イ 当該建物等の周囲の状況

周囲の建物等に変更がないかどうか

ウ 当該建物等

- (ア) 街区の角からの距離
- (イ) 街区境界線からの距離
- (ウ) 建物等の計測 (エ) 出入口の位置
- (オ) 街区境界線までの径路
- (カ) 棟番号のある団地設計建物
 - † 全出入口の位置

- † 階層及び部屋番号
- (キ) 中高層建物
 - † 出入口の位置
 - † 階層及び部屋番号
 - † 部屋番号がない場合は、届出人に部屋番号を付定するよう指導する。なお、部屋番号にアルファベットを使用している場合は数字に変えるよう指導する。
- (ク) その他
 - 住居表示台帳を記載する上で必要な塀など。
- (5) 住居番号の確定
 - 氏名入副台帳の写しに調査結果を記載したうえで住居番号を確定する。
- (6) 住居番号付定の通知書
 - 条例第3条第3項の規定に基づき付定した住居番号を届出人に「住居番号通知書」(第3号様式の1)により通知する。
 - ① 発行番号欄
 - 受付処理簿の番号を記載する。
 - ② 発行年月日欄
 - 決裁日を記載する。
 - ③ 通知先・氏名又は名称欄
 - 届書に記載されている氏名・名称を記載する。
 - ④ 通知者欄
 - 区長名でもって通知すること。
 - ⑤ 住所・居所・施設の場所の表示欄
 - 付定した場所を記載する。
 - ⑥ 付定の期日欄
 - 決裁日を記載する。
 - ⑦ 中高層建物の場合は、受け付けた第2号様式を複写して添付する。
- (7) 決裁
 - 建物等新築届・調査時の氏名入副台帳・住居番号の付定通知書・受付処理簿を添え決裁を受ける。
 - 受付処理簿(第5号様式)
 - † 表示板取付枚数
 - 住居番号表示板・町名表示板・街区表示板の要取付枚数を記載する。
 - † 氏名・名称
 - 住居番号の付定通知書に記載した氏名・名称を記載する。
 - † 新住所
 - 付定した住所を記載する。
 - † 通知書発行年月日(決裁年月日)
 - 発行年月日を記載する。
- (8) 職印
 - 決裁後、すみやかに通知書(正)に「住居表示専用区長印」(大阪市公印規則別表第1専用公印ひな型78)を押印し、受付処理簿の当該備考欄または通知書(副)と、通知書(正)を契印すること。
- (9) 通知書の交付及び住居番号表示板・町名表示板等の取付

通知書とともに、住居番号表示板、町名表示板を交付する。街区表示板が必要なときは、街区表示板を持参し取り付ける。

(10) 住居表示台帳処理

住居表示台帳は速やかに修正しなければならない。修正処理手順は「Ⅵ住居表示台帳， 9」(P. 23)を参照する。

修正後は受付処理簿の「住居表示台帳処理」欄に修正年月日を記載する。

(11) 副台帳の作成

住居表示台帳を修正したときは、修正した住居表示台帳を複写し、1カ月分まとめて翌月の10日までに、市民局へ送付する。送付後は、受付処理簿の「副台帳送付」欄に送付年月日を記載する。

(12) 氏名入副台帳の修正

副台帳の作成に合わせ、氏名入副台帳を修正する。

(13) 他課連絡

第17号様式により当該区を管轄する市税事務所に連絡する。連絡後は、受付処理簿の「関係課連絡」欄に連絡年月日を記載する。

(14) 住居番号の未付定

「住居表示を必要とする建物等を新築した者は」と条例第3条第1項で規定されているが、受付窓口において届出者からの聴聞により住居番号の付定を必要としないときは届出人に説明して、届書を受付けないこと。

また、届書を受付し、受付処理簿に登載のうえ調査した結果

† 住居番号を付定する必要のない従属建物・付属建物である

† 虚偽の届出である

であったことが判明したときは、受付処理簿に未付定と記載のうえ決裁を受けた後、規則第3条の規定により届出人に住居番号を付定できない旨を通知(第4号様式)する。

3 住居番号変更申出

† 改築・増築により、出入り口が変更したとき

† 門の移設等により径路変更したとき

† 街区内通路の改修等により、径路変更したとき

† 袋小路内の建物等の所有者等から、同姓の建物等があり郵便物が誤配され、プライバシーが侵害されるなどのおそれがあるとき

上記により、住居番号に変更が生じたときは、所有者等からの住居番号変更の申し出により、住居番号を変更する。

(1) 受付

所有者等から住居番号変更の申し出があったときは、「住居番号変更等申出書」(第1号様式)に所定の事項を記載のうえ、署名を求め受け付ける。

(2) 審査

建物等新築届の場合に同じ。

(3) 受付処理簿(第5号様式)への記載

建物等新築届の場合に同じ。なお、種別については「変更」とする。

(4) 調査

建物等新築届の場合に同じ。

(5) 住居番号の確定

建物等新築届の場合に同じ。

- (6) 住居番号付定の通知書
建物等新築届の場合に同じ。ただし、用紙は「街区符号・住居番号通知書」(第3号様式の2)による。
- (7) 決裁
建物等新築届の場合に同じ。
- (8) 職印
建物等新築届の場合に同じ。
- (9) 通知書の交付及び住居番号表示板・町名表示板の取付
通知書を交付するとともに、住居番号表示板・町名表示板を取り替える。
- (10) 住居表示台帳処理
- (11) 副台帳の作成
- (12) 氏名入副台帳の修正
- (13) 関係先連絡
- (14) 住居番号の未付定
(10)～(14)建物等新築届の場合に同じ。
- (15) 新規対照表への登載
住居表示実施後、道路の改廃、家屋の改築等によって、街区符号、住居番号を変更した場合は不動産登記の登録免許税が非課税となるため、所有者から変更した旨の証明を求められることから、新規対照表(第9号様式)に登載する。
新規対照表は新旧対照表と同様永年使用するものであり、かつ、個人のプライバシーにかかわる事項もあり、取り扱いに留意すること。また、検索を容易にするため、町丁目単位で編綴し、管理すること。
 - └ 変更前・変更後の住居番号
 - └ 氏名、名称又は施設の名称
 - └ 変更年月日
 - └ 変更事由(変更申出)
 - └ 新旧対照表登載ページ誤った変更証明書を発行しないために、新旧対照表登載ページを新規対照表に記載し、新旧対照表備考欄に朱書きにより変更年月日・変更事由を記載する。

4 住居番号廃止申出

† 建物等を取り壊したとき

† 所有者等が転居等して当該建物が従属建物・付属建物になったとき

上記により、住居番号を廃止する必要があるときは、所有者等からの申し出により住居番号を廃止する。

- (1) 受付
所有者等から住居番号の廃止の申し出があったときは、「住居番号変更等申出書」(第1号様式)に所定の事項を記載のうえ、署名を求め受け付ける。
- (2) 審査
建物等新築届の場合に同じ。
- (3) 受付処理簿(第5号様式)への記載
建物等新築届の場合に同じ。なお、種別については「廃止」とする。
- (4) 調査
建物等新築届の場合に同じ。

- (5) 住居番号廃止の確定
建物等新築届の場合に同じ。
- (6) 住居番号付定の通知書
建物等新築届の場合に同じ。ただし、用紙は「住居番号通知書」(第3号様式の2)による。
- (7) 決裁
建物等新築届の場合に同じ。
- (8) 職印
建物等新築届の場合に同じ。
- (9) 通知書の交付及び住居番号表示板・町名表示板の取り外し
通知書を交付するとともに、住居番号表示板・町名表示板を取り外す。
- (10) 住居表示台帳処理
- (11) 副台帳の作成
- (12) 氏名入副台帳の修正
- (13) 関係先連絡
- (14) 住居番号の未廃止
(10)～(14) 建物等新築届の場合に同じ。

5 住居番号付定申出

従属建物及び付属建物に住居番号の必要性が生じたとき、又は、生計を分離し、かつ、建物を分割して住居番号が必要になったときは、所有者等からの申し出により住居番号を付定する。

- (1) 受付
所有者等から住居番号付定の申し出があったときは、「住居番号変更等申出書」(第1号様式)に所定の事項を記載のうえ、署名を求め受け付ける。
- (2) 審査
建物等新築届の場合に同じ。
- (3) 受付処理簿(第5号様式)への記載
建物等新築届の場合に同じ。なお、種別については「付定」とする。
- (4) 調査
建物等新築届の場合に同じ。
- (5) 住居番号の確定
建物等新築届の場合に同じ。
- (6) 住居番号付定の通知書
建物等新築届の場合に同じ。ただし、用紙は「街区符号・住居番号通知書」(第3号様式の2)による。
- (7) 決裁
建物等新築届の場合に同じ。
- (8) 職印
建物等新築届の場合に同じ。
- (9) 通知書の交付及び住居番号表示板・町名表示板の取り付け
通知書を交付するとともに、住居番号表示板・町名表示板を取り付ける。
- (10) 住居表示台帳処理
- (11) 副台帳の作成
- (12) 氏名入副台帳の修正
- (13) 関係先連絡

(14) 住居番号の未付定

(10) ～ (14) 建物等新築届の場合に同じ。

6 職権処理

実地調査及び欠落調査時及び住民異動に係る届出、並びに固定資産税にかかる家屋調査等、関係先からの通報により、住居番号が付定されていない新築建物を発見したとき、または、改築等により出入口が変更され、誤った住居番号を使用していることを発見したときは、建物等の所有者等に届出あるいは申出をするよう指導する。

(1) 新築建物等を発見したとき

① 調査

当該建物・周辺建物・出入口・径路・所有者等氏名又は名称等について調査する。

② 記載

調査資料に基づいて住居表示台帳に記載し、住居番号を確定する。

③ 処理

受付処理簿に登載する。なお、備考欄には「実地調査による職権処理」と記載する。

④ 取付

町名表示板及び住居番号表示板を取り付ける。なお、当該建物が街区の角である場合は、所有者の了解を得て、街区表示板もあわせて取り付ける。

⑤ 作成・修正

住居表示台帳・氏名入副台帳を修正するとともに副台帳を作成し、市民局に送付する。

⑥ 連絡

住居番号を付定した旨、当該市税事務所に連絡する。

(2) 誤った住所を使用しているとき

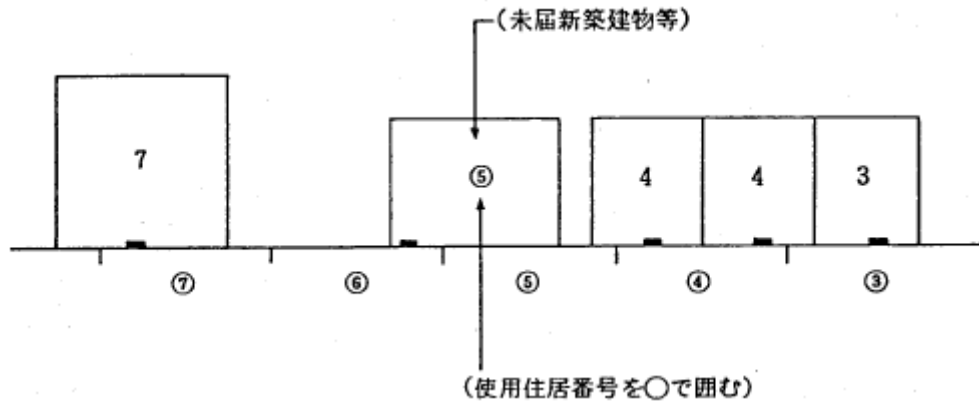
調査して、住居表示台帳に記載した住居番号が既に使用している住居番号と相違しているときは、所有者等に既に使用している住所を変更するよう指導する。指導にあたっては、第20号様式の「お知らせ」により周知するとともに「事故票」に記載する。なお、住居番号の付定にあたって、周りに影響を与えないときは、住居表示台帳上の住居番号を○で囲み、既に使用している住居番号を使用してもさしつかえない「許容」と、所有者等に住所を変更するよう指導し、指導に応ずるまでは住居表示台帳の住居番号の下に線を引く「アンダー処理」がある。

◎ 許容

外形上は順序よく付定されている状態で、隣接建物等に出入口変更等が生じても当該使用住居番号に支障をきたすおそれのない場合は、次の事項を調査のうえ、住居番号に○印（例⑤）を記入する。

- ・現在使用している住所
- ・世帯主氏名等
- ・主たる出入口の確認

(例)

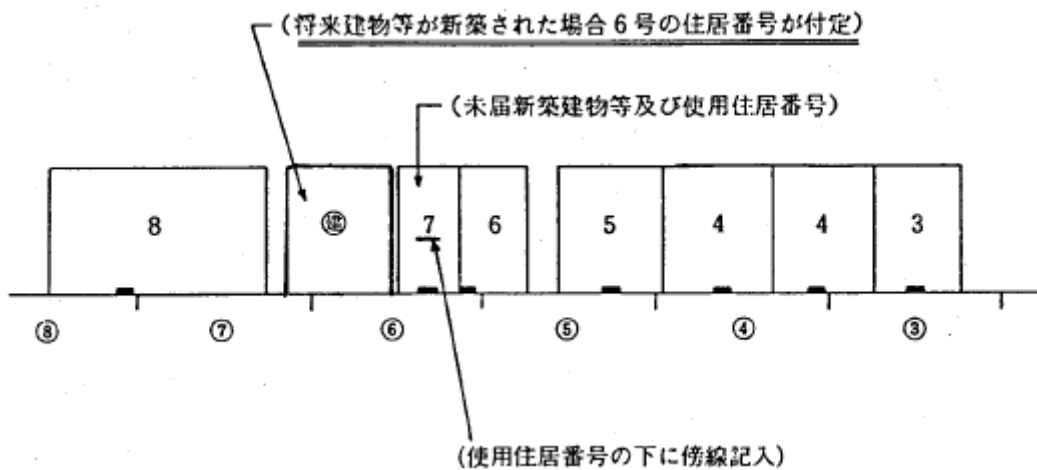


◎ アンダー処理

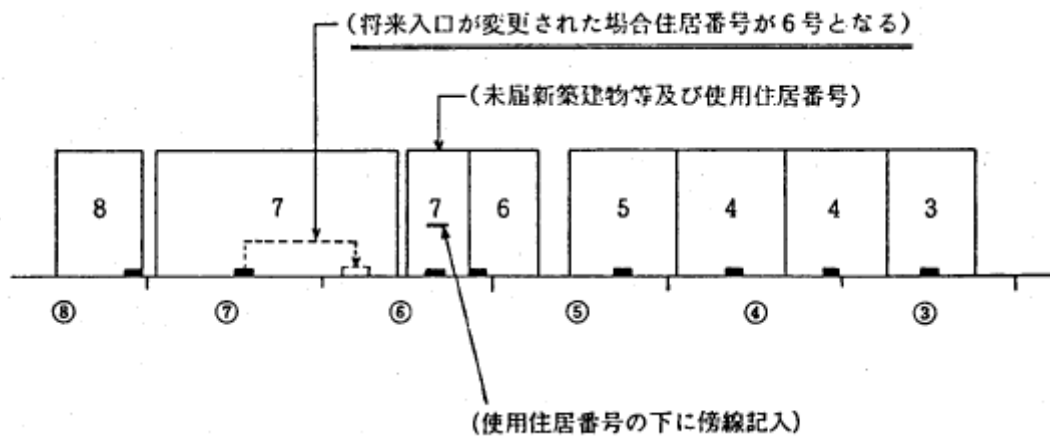
① 台帳図と当該建物の居住者等が使用している住居番号に不一致が生じている場合で、隣接建物等の新築・出入口変更等により、当該使用住居番号に支障をきたすおそれのある場合は、次の事項を調査のうえ、誤った住居番号の下に傍線（例 7）で記入する。

- ・現在使用している住所
- ・世帯主氏名等
- ・主たる出入口の確認

例 1

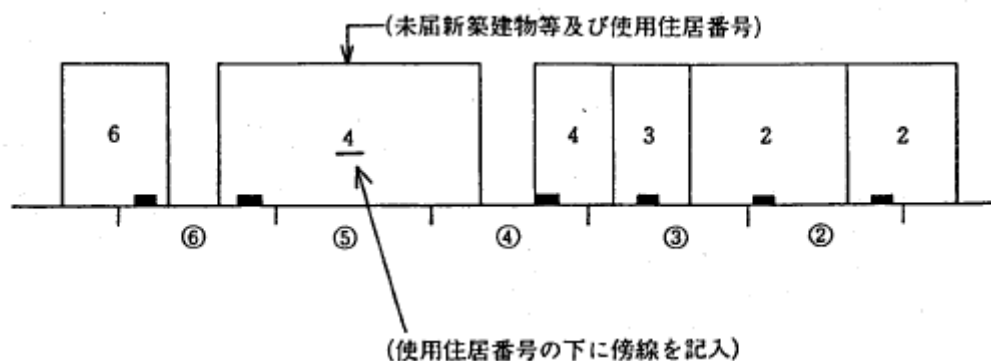


例 2



- ② 台帳図の住居番号と当該建物の居住者等が使用している住居番号に2フロンテージ以上不一致が生じている場合は、次の事項を調査のうえ、住居番号の下に傍線（例 4）で記入する。

(例)



- ・現在使用している住所
- ・世帯主氏名等
- ・主たる出入口の確認

7 チェック項目

上記2～6の事務手続きを実施する際は、特に次の項目について確認できているかを再度チェックすること。

- 住居番号を付定する際は、現地調査を実施し、届出の内容と建物及び玄関の位置が合致しているか確認しているか。
- 住居番号通知書等及び町名表示板・住居番号表示板を交付する際は、届出書の内容及び受取人の確認を行っているか。
- 住居番号通知書等及び町名表示板・住居番号表示板を送付する際は、届出書の内容及び送付先の確認を複数人で行っているか。

Ⅷ 街区変更

都市再開発事業・土地区画整理事業・市営住宅等の建替事業・道路、公園、学校等の各種事業によって、施設等の新設・変更・廃止等に伴い、街区の区域に変更を生じる場合が多く発生している。

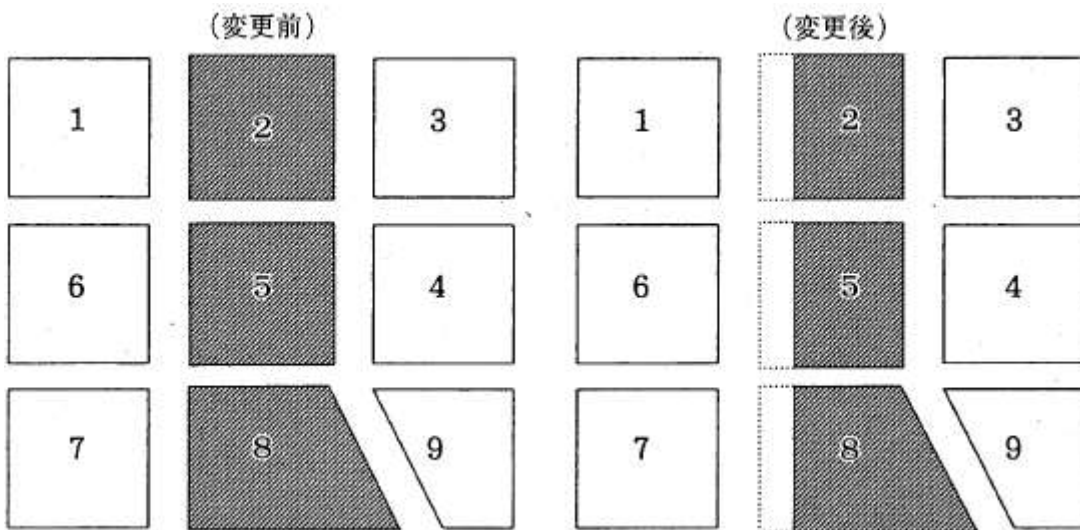
法令等に定められた手続きをせずに放置すれば、街区符号・住居番号等に混乱が生じ、当該地域の住民に大きな影響を与えることになるため、事業の進捗に合わせ街区変更しなければならない。

1 街区形態の把握

区における総合行政の推進に関する規則第 11 条の規定に基づく「区行政連絡調整会議」における資料収集並びに建設局、都市整備局、都市計画局等各事業部局と連携をとり、あわせて官公報に目を通すとともに区内実地調査及び他課からの情報などにより常に街区形態を把握しなければならない。

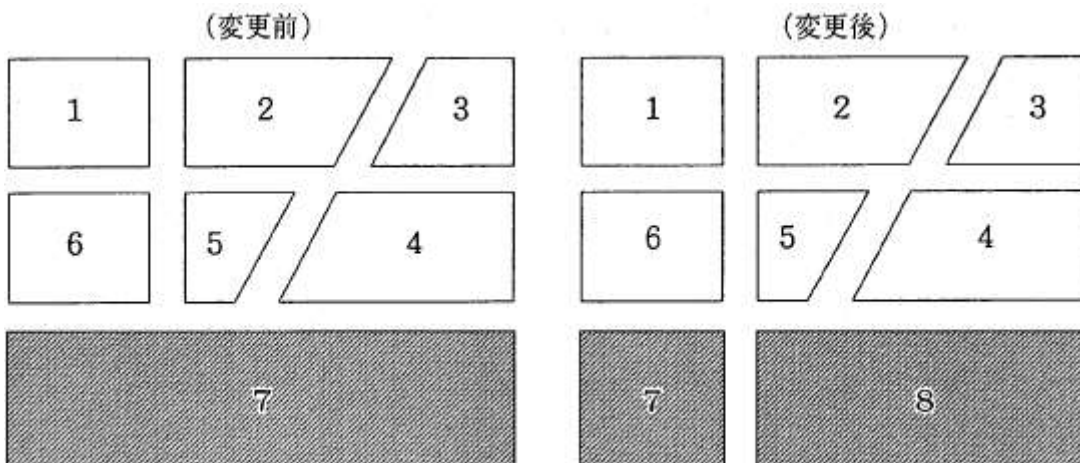
2 街区の区域変更

通路の拡幅等により、街区形態が変更したとき



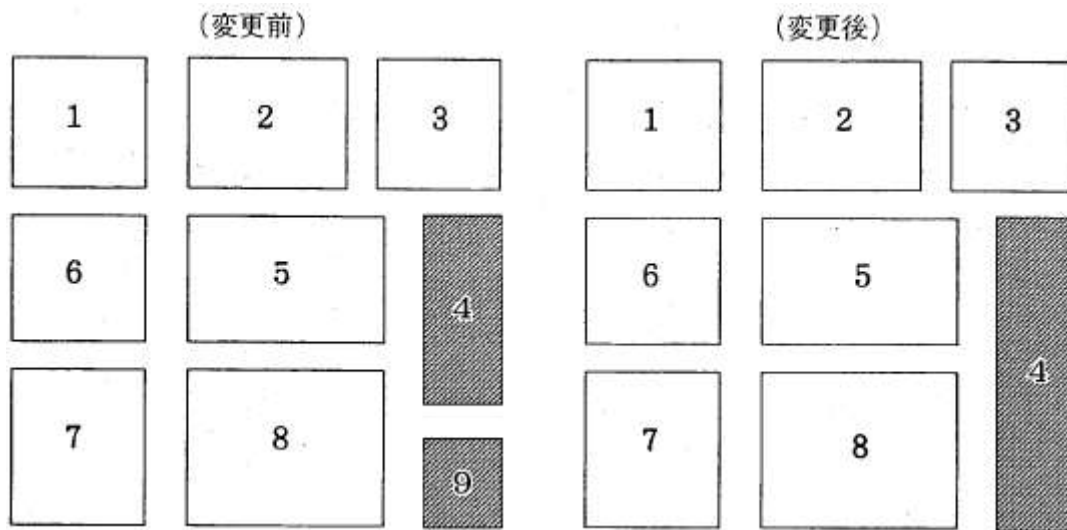
3 街区の新設

街区内に、新たに道路が新設されたために街区が分割したとき



4 街区の廃止

道路が廃止されたことにより、街区を合併したとき



5 調査

大規模な街区変更を行う場合は、調査にあたり、事前に地元説明を行い了解を得る。

出張時には、出張手続きを行い、必ず職員証を携帯して事故にあわないよう注意して調査する。

(1) 街区境界線

道路建設中で道路側溝が明確でないときは、設計図面により街区境界線を確定する。

「角」についても、角度・長さ・形状を確定する。

(2) 道路

隣接街区との係わりから道路幅を確定するとともに、街区内部道路についても調査する。

(3) 建物線

建物の位置・形態・棟割り・塀等を調査する。

(4) 出入口・径路

客観的に判断した、主たる出入口の位置及び街区境界線に至る径路を確定する。

なお、必要に応じ当該建物等の所有者等の意向を聴取する。

(5) 氏名・施設の名称・使用している住居番号

街区変更に伴う変更通知書を作成する必要があるため、漏れのないよう調査するとともに住民基本台帳など区で管理している公簿と照合する。

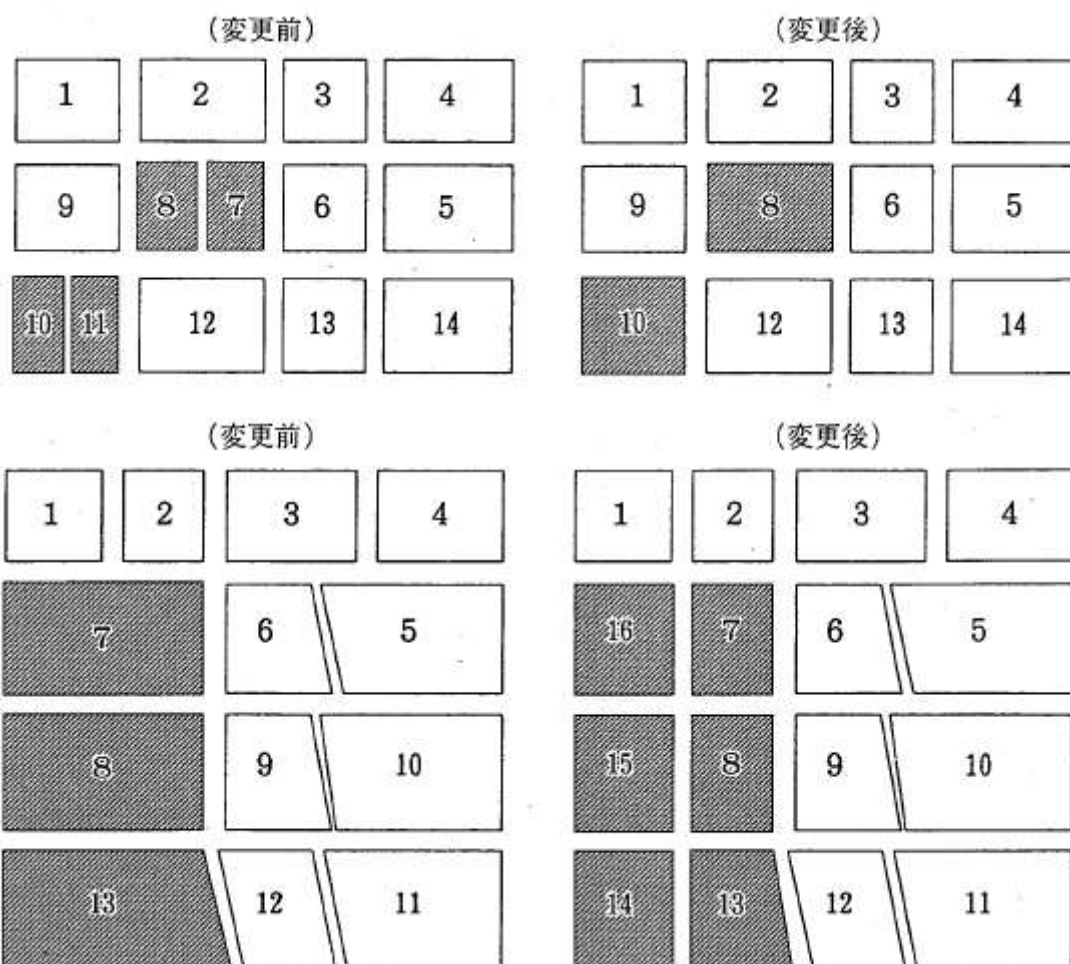
6 処理

(1) 試案の作成

街区形態等の調査を基に、街区見出し図・住居表示台帳の写しに調査した街区形態を朱書して街区符号及び住居番号の試案を作成する。

(2) 街区符号の付定

町の形態を考慮し、起点に従い順序よく付定する。なお、付定にあたってやむをえない場合は次の処置をしてもさしつかえない。



(3) 住居番号の付定

実施基準に基づき、フロンテージを定め建物等に住居番号を付定する。

なお、実施基準に従えば先に付定された住居番号を変更する必要があるものであっても、隣接建物等の住居番号付定にあたって、影響を与えないときは、台帳に記載されている住居番号を○で囲み、従前の住居番号を使用してもよい。

ただし、隣接建物等と住居番号が逆転する場合は当該建物等の所有者に了解を得て、新たな住居番号を付定する。なお、所有者に了解を得ることができないときは、台帳に記載されている住居番号の下にーを引き、所有者に引き続き了解を求めていくものとする。(P. 34、6 (2) 参照)

(4) 試案の報告

試案を作成したときは、市民局へ報告すること。

(5) 地域住民へ試案の提示

街区変更の必要性を地域住民に十分に説明して、試案を提示して街区変更の実施日を含め地域住民の了解を得て街区変更の原案を作成する。

① 地元説明会の開催依頼

地域住民の代表者に街区変更の必要性および街区変更案について説明したうえ、地元説明会の開催を依頼する。

② 地元への周知

事業関係部局と協議して、街区変更の必要性及び地元説明会の日程等のチラシを作成して周知する。

③ 地元説明会での説明

- ・住居表示制度の概要

- ・街区変更の必要性
- ・街区変更試案の説明
- ・街区変更の実施日
- ・住居番号および街区表示板の取り付け依頼
- ・大規模な街区変更を行う場合は、現況調査を実施する旨の周知

④ 地元説明会の配付資料

- ・街区変更の変更前・変更後の図面（試案）
- ・街区変更に伴う住所変更手続き一覧ビラ

なお、街区変更によって住所変更する必要がある世帯が数件である場合は、直接、世帯主等に住所変更についての説明を行い、了解を得る処理をしてもよい。

(6) 変更調書

街区変更により街区符号・住居番号が変更する建物等の所有者等について「街区変更に伴う住居番号等の変更調書」（第6号様式）（以下「変更調書」という）により、把握すること。

(7) 区長決裁

原案をもとに街区変更実施の決裁を受ける。

試案について、地域住民の了解を得ることが出来なかったときは、その経過を詳細に記録し、区長に供覧し、地域住民の了解が得られるまで街区変更は行わない。

(8) 告示（条例第2条）

① 告示依頼書

各区住居表示担当課から総務担当課を経由して、総務局へ告示依頼する。

◇◇第☆☆☆号
令和 年 月 日

総務局長 様

△△区長
(担当 住居表示担当課)

広報への登載について（依頼）

次の事項について、令和 年 月 日付の公報に登載していただきたく、別紙原稿を添えて依頼します。

記

1 街区の区域変更

◇◇◇☆丁目☆番街区の一部区域を変更する。

2 実施期日

告示の日

(〇〇区役所〇〇課)

- ② 変更前及び変更後街区図
街区見出図を利用して作成する。
- ③ 変更後台帳案
副台帳に変更した街区形態を朱書したもの、或いは、変更後の台帳。
- (9) 台帳の修正等
街区変更実施日までに、台帳及び氏名入副台帳を修正等する。なお、区において修正等することが困難なときは、市民局に予算配付依頼を行ったうえ、業者へ依頼する（「VI住居表示台帳，9」（P.23）参照）。
- (10) 街区表示板の調製
必要とする街区表示板を「街区表示板破損汚損状況調書」（第 21 号様式）を利用して枚数を把握して、市民局からの照会時に必要枚数を報告すること。
- (11) 街区変更に伴う変更通知
街区の新設・変更・廃止に伴い街区形態・街区符号・住居番号に変更があったときは、条例第 2 条の規定に基づき、建物等の居住者等及び関係行政機関の長に変更通知しなければならない。
 - ① 居住者等
「街区符号・住居番号通知書」（第 3 号様式の 2）により通知する。なお、通知に合わせ「連絡用はがき」50 枚を同封する。
連絡用はがきが不足するときは、郵便局の許可を得れば、私製、官製を問わず 3,000 枚まで郵便料が無料になる制度があることを、居住者等に周知する。
※「連絡用はがき」について
「連絡用はがき」は、1 世帯又は 1 事業所につき 50 枚を限度として、郵便局から交付を受けているものであるため、必要枚数を請求する。
なお、居住者等から 50 枚では不足する旨、申し出があった場合は、3,000 枚までを限度として交付を受ける制度があることを居住者等に周知し、必要があれば市民局に枚数等申し出て依頼する。
また、自己の住所、氏名の記入が煩瑣である等により、差出人において通知用はがきを印刷したい旨の申し出があった場合は、3,000 枚を限度として私製することができることを周知する（すでに官製の通知用はがきの追加交付を受けている場合は、合わせて 3,000 枚を限度とする）。
官製・私製を問わず、「連絡用はがき」を使用する場合は、配付する前に必ず受け持ち郵便局に対し、使用する旨を申し出、承認を受けなければならないことを、居住者等に説明しておく。
 - ② 関係行政機関等
「街区変更について（通知）」（第 7 号様式）で通知する。
なお、通知に際して「変更調書」を期日を定め貸与する。
ただし、居住者等の住所変更がない場合は、通知にその旨を記載し、「変更調書」の貸与も必要がない。
関係行政機関等一覧
法務局・郵便局・警察署・税務署・府税事務所・年金事務所・水道局営業所・消防署・建設局工営所・環境事務所・NTT・関西電力・大阪ガス
- (12) 新規対照表
変更調書を基に新規対照表（第 9 号様式）に登載する。
- (13) 関係課への通知
区役所各課が保管する公簿の住所を更正するため、変更調書の写しをもって通知する。
- (14) 表示板の取付

変更通知の送付に際し、すでに取り付けられている表示板を取り外し、変更後の街区表示板・住居番号表示板・町名表示板を取り付ける。

なお、取り外せない表示板については、その上に取り付けるなどの工夫して取り付ける。

(15) 町名街区案内板の修正

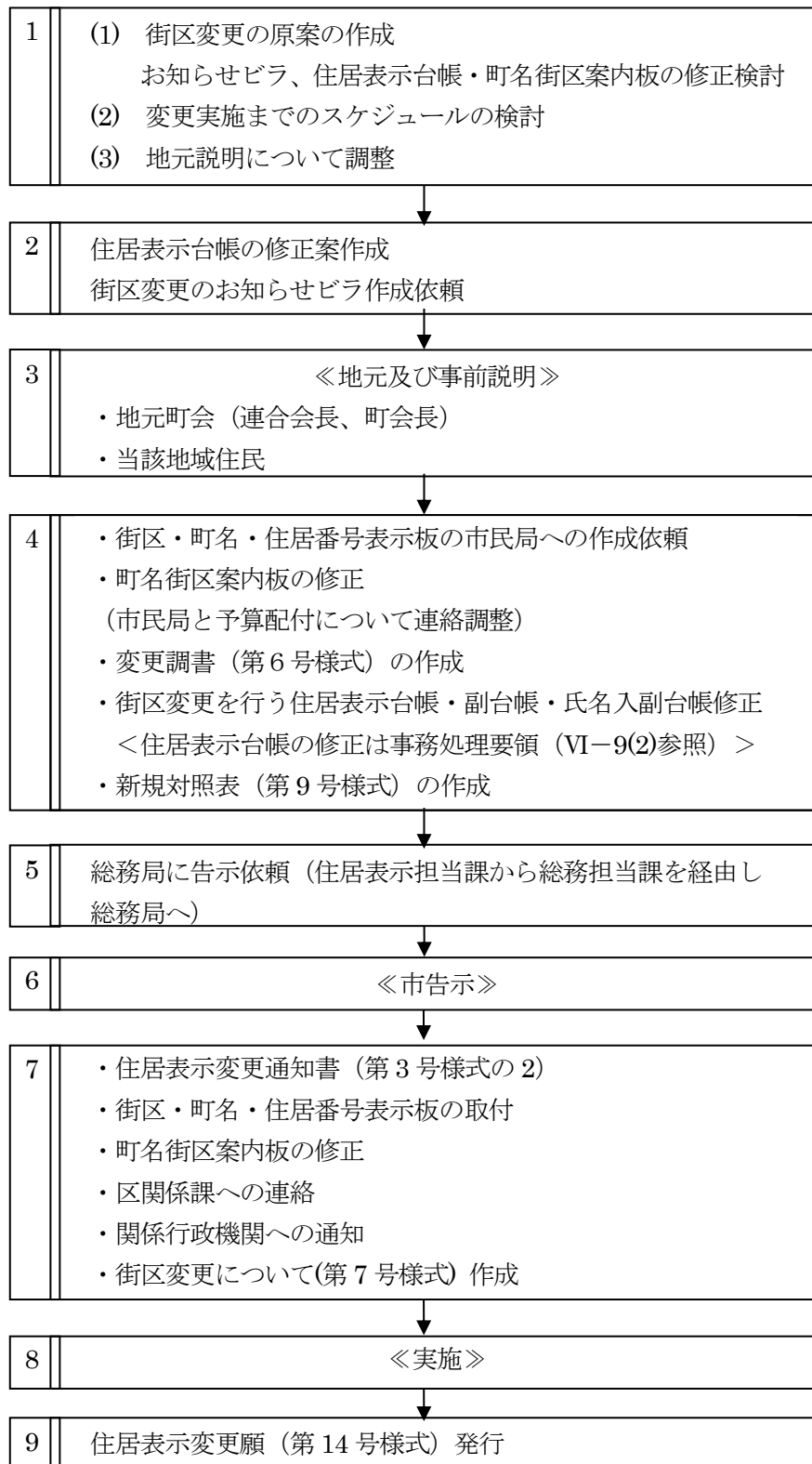
街区変更に伴い、歩道側の地図面をシール対応等により修正する必要があるので、業者から修正に要する経費見積りを取り、修正箇所を明記した図面を添付して予算配付依頼すること。

7 チェック項目

上記の事務手続きを実施する際は、特に次の項目について確認できているかを再度チェックすること。

- 総務担当課へ総務局への告示依頼をする際には、依頼する内容を複数人で確認しているか。
- 関係行政機関へ通知する際には、通知内容及び送付先の確認を複数人で行っているか。

街区変更のプロセス



IX 住居表示新旧対照表・新規対照表

住居表示の実施により住居の表示が番地から番号に変更した対比を登載した住居表示新旧対照表（以下「新旧対照表」という。）及び住居表示実施後に改築又は街区変更による住居表示の変更を登載した新規対照表は、国及び地方公共団体が保管・管理している公簿の更正並びに法令に基づく登記、許認可にかかる住所の更正に必要な住居表示変更証明書を発行するための内部資料として作成したものである。

なお、新旧対照表及び新規対照表は、住民のプライバシーに関する内容も含んでいるので、十分留意して取り扱うこと。

1 保管

住居表示変更証明書発行の確認資料として、今後も、永年にわたって使用するものであり、かつ、プライバシーの問題もあり、施錠できる耐火性ロッカーに保管しなければならない。

2 補完・修正

建物等の改築による住居番号変更申出があったとき及び街区変更をしたとき

（１） 新旧対照表

新旧対照表に集録されているもので、住居番号を変更した場合は、摘要欄に変更年月日・変更内容・変更理由を明記する。

（２） 新規対照表

変更に伴う、街区符号・住居番号・所有者等の氏名又は名称を登載するとともに、摘要欄に変更年月日・変更理由を明記する。さらに、新旧対照表ページ欄に記載する。

3 新旧対照表の関係行政機関への貸与

今後、公有水面の埋立等に伴い住居表示を実施したときにおいて、関係行政機関に公簿更正用として、3ヵ月の貸与期間を定め、借用書を徴して貸与する。なお、新規対照表については、関係行政機関には貸与することなく「街区変更に伴う住居番号等の変更調書」（第6号様式）の写しを貸与する。

4 照会

（１） 旧住所から新住所の照会

文書による照会があれば回答する。なお、電話による照会については原則として閲覧するよう指導するが、閲覧によってできないやむを得ない理由がある場合には、確認できる範囲で回答しても差し支えない。この場合、照会者の住所、氏名を聞いたうえで回答する。これは新旧対照表は個人のプライバシーに関する内容を含んでいるため、閲覧に際しては閲覧申請書を提出したうえで閲覧に供しているので、電話による照会の際にもそれに準じた取り扱いが必要であるとの理由からである。

（２） 新住所から旧住所の照会

‡ 新旧対照表の旧住所は、建物等の所有者等からの聴聞によったもので官公署・区役所の公簿と照合していない。

‡ 旧住所と地番は同一である確実性が薄い。

‡ 住居表示実施日より以前に調査したもので、その後、土地の分筆・合筆による異動もあり、正確な地番に関する資料でない。

‡ 個人のプライバシー保護に係る問題もあることから、昭和57年12月20日付け大阪府市長会・大阪府町村長会会長から大阪府下市町村長あて通知により大阪府下市町村は統一して照会に応じない取り扱いをしている。

5 新旧対照表の閲覧

法律的に新旧対照表の閲覧制度はないが、関係行政機関等及び関係人から、「住居表示新旧対照表・住居表示台帳閲覧申請」（第8号様式）により閲覧申請があれば、閲覧の目的が旧住所に対する新住所の確認であるときに限り、次の対応をする。

（1） 関係行政機関等

閲覧申請に応じる。

（2） 関係人

世帯主氏名、法人等の名称が明確であり、住居表示実施前の旧住所を知っているが新住所を知らないために、次のような閲覧理由がある者について、「閲覧に際しての遵守事項」（閲覧申請書に記載）を誓約させたうえで閲覧に応じる。

‡ 郵便物等が返戻された

‡ たずねて行きたい

‡ 住民票等を請求するため

‡ 官公署に申請する

ただし、事務に支障が生じるときは閲覧を拒むことができる。

6 町名・地番の照会

（1） 町名

旧町名から新町名、新町名から旧町名について、関係行政機関等及び関係人からの照会については、地方自治法第260条の規定に基づいて変更したものであり、回答する義務がある。

（2） 地番

住居番号から地番について、関係行政機関等及び関係人からの照会については、

‡ 地番に関する資料は区役所になく確認できない

‡ 旧住所の「番地」と、「底地番」は、住居表示実施前から同一である確実性が薄い

‡ 不動産登記簿上の地番を管理・管轄しているのは、法務局（登記所）であることから、応じてはならない。

X 住居表示変更証明

住居表示の実施または改築・街区変更に伴って住所等が変更したときは、不動産登記・商業登記・法人登記・動産（自動車等）の抵当権等に関する登記上の住所変更をしなければならない。これら変更の登記・登録手続きに際して、登録免許税法第5条第4号に規定されている非課税となるためには登録免許税法施行規則第1条第1号に規定されている「市区町村長の証明」（昭和37年11月20日付自治丙振第52号通知）が必要であるが、「住居表示変更証明」は、この市区町村長の証明である。また、この住居表示変更証明は自動車運転免許証その他法令による許可・認可・免許登録などの住所の変更に際しても利用されている。

1 住居表示実施に伴う証明（法第3条第1項及び第2項）

（1） 証明事項

- ① 氏名・名称又は施設の名称
- ② 変更前の住所・居所・施設の場所
- ③ 変更後の住所・居所・施設の場所

①～③いずれも新旧対照表に記載されている事項。なお、記載事項以外については、P.43（6）を参照すること。

④ 住居表示の実施期日

大阪府告示による住居表示実施日

（2） 証明書の様式

第13号様式

（3） 証明願出方法

住居表示変更証明願正副の提出を求める。

（4） 申請者

申請者とは関係人をいい、証明の照合資料である「新旧対照表」に記載されている者及びそれに準じる者をいう。

（5） 記載要領

- ① 申請年月日
申請した日を記載する。
- ② 申請者住所
申請者の住所を略記しないで記載する。
- ③ 申請者の氏名
申請者が自署するものであるから、申請者は会社名でなく個人名で申請すること。
- ④ 印鑑
申請者の印を必要としない。
- ⑤ 氏名、名称又は施設の名称
証明を必要とするものの氏名、名称又は施設の名称を省略しないで記載すること。

（事例）

（正）

山寄喜一郎
大阪中之島株式会社
有限会社梅田
千駄
万歳

（誤）

山崎喜一郎
大阪中之島（株）
（有）梅田
千体
万才

⑥ 住所等実施前

住居表示実施前の住所等を記載する。なお、枝番があれば記載すること。又、マンション名及び部屋番号等肩書を登記等に使用している場合は（ ）内に記載する。

⑦ 住居表示実施後

住居表示実施後の住所等を記載する。肩書があれば記載する。

町名（丁目）は固有名詞であるので丁目は告示どおり漢数字で記載すること。

（6） 証明書発行に係る確認

① 新旧対照表・新規対照表及び正誤追録表と確認する。

② 対照表・追録表は世帯主氏名のみ登載されているので、世帯構成員に係る証明については、世帯主氏名等を住民基本台帳等と確認する。

③ 対照表はカタカナ書であるので、氏名・名称・施設の名称について、申請者に住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されている氏名、又は、登記・登録されている名称あるいは施設の名称であるかどうかを確認する。

④ 対照表に誤記、記載漏れがあったときは、すみやかに対照表の原本と証明発行用を修正し、修正年月日、修正事由を記載すること。

⑤ 新旧対照表は住居表示実施時のものであり、住居表示実施日以降に建物等が新築されたものについては、証明できない。

（7） 証明発行方法

提出のあった住居表示変更証明願正副のうち、副を証明書として発行し、正は区役所の決裁用とする。

① 誤記訂正

誤記等があるときは、該当箇所を2本線で削除する。なお、数字の場合は誤った数字1字を削除するのではなく、2桁あるいは3桁の全ての数字を削除する。

削除した当該箇所の上に修正事項を記載し、欄外に修正内容を記載し、住居表示専用公印を押印する。

（事例）

式字訂正 (印) 大正区~~千島~~一丁目3番6号

壹字削除 (印) 大正区平尾~~町~~二丁目5番8号

壹字加入 (印) 大正区小林^東三丁目4番7号

四字削除 鶴町

式字加入 (印) 大正区~~南恩加島~~四丁目1番4号

‡ 訂正とは、字数が同じものを訂正すること

‡ 削除とは、字句を削除すること

‡ 加入とは、字句を付け加えること

‡ 訂正する字数が異なるときは、削除、加入とする

② 証明発行番号

証明書の左肩にナンバーリングで証明書発行番号を記載するとともに、証明書の控えに発行枚数を記載すること。

③ 発行年月日・職氏名及び職印

発行年月日及び区長名を記載し、大阪市公印規則第4条に規定されている住居表示専用公印を押捺する。

なお、記載事項に修正があるときは、当該箇所左欄外の修正内容にも専用公印を押捺する。

(8) 証明書手数料

大阪市手数料条例施行規則第9条第13号の2により、手数料は免除される。

(9) 決裁

証明書の控えを当日分まとめ、決裁を受ける。

(10) その他

外国語による証明を求められた場合の処理

外国語による証明については積極的に証明するまでもないが、区長が証明してさしつかえないと判断したときは、区長の署名により職印を押捺しないで発行する。

なお、次頁ひな型の英語による証明を求められたときは、翻訳文を添付させるまでもないが、英語以外の外国語、あるいは、次頁ひな型以外の英語による証明を求められたときは、その内容の日本語の翻訳文を添付させる必要がある。

手数料は住居表示変更証明と同様免除される。

Request for Certification of Location Appellation

To: Director of Chuo-Ward, Osaka

Date:

Applicant:

Please certify that the indication of location has changed as follows pursuant to the provisions of Article 3-land -2 of the Law for Location Appellation.

Personal name or institution			
Indication of	Adress Looation	Before	
		After	
Effective as from			February 13,1989

I hereby certify that the above is true and genuine.

Signed and verified on this day of April 1 ,1993.

Director of Chuo-Ward, Osaka

2 住居表示の変更に伴う証明

(1) 証明事項

- ① 氏名・名称又は施設の名称
- ② 変更前の住所・居所・施設の場所
- ③ 変更後の住所・居所・施設の場所
- ④ 住居表示の変更期日

(2) 証明書の様式

第14号様式

(3) 証明書願出方法・申請者・記載要領・証明書発行に係る確認・証明発行方法証明手数料・決裁
住居表示実施に伴う証明に準じて処理する。

3 住居表示変更（街区変更）に伴う住所変更手続一覧

	不動産所有者の住所		自動車所有者の住所		自動車運転免許証 の住所等		許認可、免許登録 の住所		法人の本店の所在地		法人の支店の所在地		法人代表者の住所	
	個人	法人	個人	法人			本店における手続き	支店における手続き	本店における手続き	支店における手続き	本店における手続き	支店における手続き		
手続き に必要な書類	・住居表示変更証明書	・所有権登記名義人表示 変更登記申請書	・自動車変更登録申請書 (マークシート4号)	・自動車変更登録申請書 (マークシート4号)	(住所変更)	・住居表示変更証明書	・会社変更登記申請書	・会社変更登記申請書	・会社変更登記申請書	・会社変更登記申請書	・会社変更登記申請書	・会社変更登記申請書	・会社変更登記申請書	
	・所有権登記名義人表示 変更登記申請書 記載は登記済権利書 等で確認する	・法人登記簿謄抄本 代表者等の資格を証 するもの 法人の所在地の変更 登記をしたことを証 するもの	陸運事務所内財団法人 陸運協会で有料で販売	・法人登記簿謄抄本 法人の所在地の変更 登記したことを証す もの	・運転免許証	・許認可、免許登録証	・住居表示変更証明書	・会社登記簿謄抄本 本店所在地の変更登 記したものを証す るもの	・住居表示変更証明書	・会社登記簿謄抄本 本店を管轄する登記 所において支店所在 地の変更登記したこ とを証するもの	・住居表示変更証明書	・会社登記簿謄抄本 本店を管轄する登記 所において代表者の 住所変更登記をした ことを証するもの		
	・印鑑 認めてよい	・印鑑 法務局に印鑑登録さ れているもの	・自動車検査証		・印鑑	(銃砲刀剣類等)								
			・印鑑		(本籍変更)	(風俗営業)								
					・運転免許証	(警備業)								
					・町名変更証明書	・印鑑								
申請者	本人	代表者	本人	代表者	本人	本人	代表者							
提出先	不動産の所在地を管轄する登記所		なにわ自動車検査登録事務所		警察署	発行した機関	大阪法務局	支店を管轄する登記所	本店を管轄する登記所	大阪法務局	本店を管轄する登記所	支店を管轄する登記所		
提出期限	住所変更したとき(提出期限は特に定めがない)						2週間以内	3週間以内	2週間以内	3週間以内	2週間以内	3週間以内		
備考			・軽自動車については、特殊法人軽自動車検査協会において、取り扱っている											

〈参考〉関係行政機関

◎ 法務局

登 記 所	電 話	所 在 地	管 轄 区 域
大阪法務局 (本局)	6942-1012	中央区谷町 2-1-17 大阪第二法務合同庁舎	中央区・浪速区・旭区・城東区・ 鶴見区・西成区
北出張所	6363-1981 1982	北区西天満 1-11-4 大阪法務局北分庁舎	北区・都島区・福島区・此花区・ 西区・港区・大正区・西淀川区・ 淀川区・東淀川区
天王寺出張所	6772-2535	天王寺区六万体町 1-29	天王寺区・東成区・生野区・阿倍 野区・住之江区・住吉区・東住吉 区・平野区

- ◎ なにわ自動車検査登録事務所 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 5 9 住之江区南港東三丁目 1 番 1 4 号
- ◎ 軽自動車検査協会大阪主管事務所 6 5 1 2 - 1 5 6 5 住之江区南港東三丁目 4 番 6 2 号

XI 住居表示実施に伴う町名変更証明

住居表示実施に伴い町名が変更されたことにより、自動車運転免許証等法令の規定により、本籍等の変更の届け出のため関係人から「住居表示の実施に伴う町名変更証明」を求められたときは証明を発行する。

1 証明事項

町名のみの証明である。

2 証明書様式及び証明書発行担当係

第 12 号様式 区役所住居表示担当課

3 証明願出方法

住居表示変更証明に準じて処理する。

4 申請者

申請者とは関係人をいう。なお、住居表示の実施に伴う町名変更は告示事項であり、それを証明するにあつては、申請者を特定又は選定する必要がないので、この場合の関係人は、町名変更証明を必要とする者という広い意味に解してよい。

5 記載要領

① 申請年月日

② 申請者住所

③ 申請者氏名

①～③ 住居表示変更証明の場合に同じ。

④ 印鑑

申請者の印の押印を必要としない。

⑤ 旧町名（地番）

旧町名を記載する。新町名を特定するため、地番を（ ）書きで記載する。

⑥ 新町名（地番）

「新町名地番集録表」により新町名を記載する。なお、地番は旧地番をそのまま記載するが確定できないので、（ ）書きで記載する。

6 証明書発行に係る確認

（1）大阪府公報及び新町名地番集録表と確認する。

（2）証明願に記載されている地番が

‡ 新町名地番集録表に登載されていない地番であるとき

‡ あるいは位置不明により新町区域に編入できない地番であるとき、法務局等関係先に照会し、照会した結果、

・土地の位置が確認できた

・新町名地番集録表に誤りがあった等の場合、

新町名地番集録表の訂正を市民局に連絡して、市民局からの訂正通知により証明する。

なお、具体的な処理は、次頁、「XII 新町名地番集録」による。

(3) 土地区画整理事業施行地区については、住居表示の実施に伴い町名が変更されても、地方自治法施行令第 179 条の規定によって、土地区画整理法第 103 条第 4 項による、換地処分の公告があった日まで、その効力が生じないため、町名変更証明書は発行できない。

7 証明発行方法

住居表示変更証明に準じて処理する。

8 証明書手数料

大阪市手数料条例施行規則第 9 条第 13 号により、手数料は免除される。

9 決裁

証明書の控えを当日分まとめ、決裁を受ける。

10 チェック項目

各種証明書の交付の際には、申請書等の内容及び受取人の確認を複数人で行うこと。

XII 新町名地番集録

住居表示の実施により町区域及び町名を変更したことにより、変更後の町区域内にある旧町地番を集録したものを地番集録表といい、図面にしたものを参考図という。これら地番集録表、参考図は区役所が保管・管理している公簿の住所・本籍等の更正と、住居表示実施日以降に市民からの請求による町名変更証明書発行のために作成したものである。

なお、土地区画整理地区内にあつては、地方自治法施行令第179条により換地処分公告があるまで、旧町名によることになっているので地番集録していない。

1 調査

(1) 旧町界線

法務局保管の登記簿・公図及び区役所固定資産税係（現市税事務所）が保管している評価図等で旧町界線が道路・河川等のどこに走っているかを調査し、当時の整地課（現建設局区画整理部換地清算課）に照会等して確認を行った。

(2) 公・私道

法務局保管の登記簿・公図及び区役所固定資産税係が保管している評価図並びに建設局管理課で保管されている認定道路図面により確認を行った。

(3) 鉄道用地

鉄道会社で路線の丈量図等により確認を行った。

(4) 土地区画整理地区内

当時の整地課に照会して確認を行った。

2 新町界線

上記1による調査結果を基に分筆すべき所は分筆し、本市町界町名地番整の方針に従い新町界線を設定した。

3 所在不明地番

登記簿に載っている地番で、法務局備え付けの公図及び区役所の評価図等で位置が確認できないものは、整地課（当時）に照合確認し、現町が全域新町へ編入される場合を除き、位置不明のため新町区域編入不可能な地番として扱った。

4 地番集録表・参考図の作成

上記1～3の調査及び確認の後、当該区の住居表示実施日以前に地番集録表・参考図を作成して、行政上の参考資料として関係行政機関・本市関係各局に送付した。

なお、

昭和40年9月10日 住居表示実施の阿倍野区の一部

41年9月 1日 同上

42年9月 1日 同上

43 年 9 月 1 日	住居表示実施の港区の全域
44 年 9 月 1 日	住居表示実施の都島区の全域
45 年 9 月 1 日	住居表示実施の東成区の全域
46 年 8 月 2 日	住居表示実施の鶴見区（旧城東区）の一部
46 年 9 月 1 日	住居表示実施の旭区の全域

については、整地課第 3 整地係（現建設局換地清算課）において町界町名変更の処理がなされ作成された。

5 地番集録表・参考図の保管・管理

区役所保管の公簿を更正した後は、住居表示担当課において保管・管理している。

6 地番集録表の訂正

市民からの申し出により地番集録表の作成時に集録誤りがあることが判明したときは、「地番集録事故連絡票（第 18 号様式）」により、事実を証明する公図の写し、評価図の写し等の参考資料を添付のうえ市民局に訂正連絡する。

依頼により市民局において調査の結果、地番集録表の誤りであることが判明したときは、市民局から法務局等関係先に対して訂正の通知を送付している。

なお、住居表示実施後の分筆・合筆等により地番集録表と異なるもの及び住居表示実施前の町名よりもさらに古い時代の町名地番でもって、地番集録表の訂正依頼（J R 清算事業団等からの依頼）がなされても訂正できないので、その旨申し出人に回答すること。

また、公図と地番集録表が一致しているのであれば、地番集録誤りではないので、市民局において訂正通知することができない。

7 法務局不動産登記管轄

X 3 〈参考〉関係行政機関 参照

XⅢ 統計・報告

住居表示に関する届書等の受付・処理件数などの統計については、住居表示事務を維持管理していくうえでの基礎資料となるものである。

1 報告書（第 10 号様式）… 記入に際しての注意は巻末の帳票記載例参照

（1） 報告事項

- ① 建物等新築届・住居番号付定申出・住居番号変更申出・住居番号廃止申出
受付件数・処理件数・未処理件数について報告する。
- ② 住居表示変更証明・町名変更証明
証明発行件数について報告する。
- ③ 新旧対照表・住居表示台帳
閲覧件数について報告する。
- ④ 街区表示板・住居番号表示板・町名表示板
表示板取り付け件数について報告する。
- ⑤ 外勤
住居表示関係で出張した日数を報告する。

（2） 報告期日

四半期分を、最終報告月の翌月の 10 日までに報告する。

（3） 報告書の作成

住居表示受付処理簿・出張報告書からそれぞれ 1 か月分集計し報告書に転記する。

2 住居番号表示板保存数調書・請求書（第 11 号様式）

（1） 報告事項

住居番号表示板を使用して住居番号表示板保存基準数より下まわったとき、当該不足住居番号表示板数

（2） 報告期日

市民局より照会するので、それを受けて報告する。

3 住居表示維持管理事務帳票必要枚数調

（1） 報告事項

住居表示維持管理事務で使用する帳票の年間必要枚数

（2） 報告期日

市民局より照会するので、それを受けて報告する。

XIV 町名街区案内板

住民表示を広く周知するとともに、初めて訪れる人が容易に現在地を確認でき、目的地を探索できるように、主要ターミナルなど交通量が多い、人の集まる場所に「大阪市住居表示町名街区案内板設置要綱」の規定に従い町名街区案内板を設置している。

1 設置数

各区ごとに10基を基礎にして、面積1k㎡あたり1.5基を加算して全区で580基設置している。なお、そのうちの1基は、区役所庁舎前に設置している区全域を掲載した町名案内板である。

2 設置位置

交通機関を利用し、徒歩で目的地を訪問する場合を主眼に置き、鉄道の駅出入り口、主要ターミナル、バス停留所など交通量が多く、人の集まる場合に設置している。

3 補修・板面修正

町名街区案内板の汚損・破損等があれば、案内板の状況を確認し、特に破損状況がひどいものは、破損した案内板により事故が起こらないように、速やかに適切な処置をしたうえ、現況写真を添えて市民局に報告するとともに、補修経費について業者見積を添えて、予算配付依頼し、配付後業者に補修を依頼する。

板面についても、掲載内容に変更等が生じた場合は、業者見積を添えて、予算配付依頼し、修正を行う。

なお、交通事故による破損である場合等のときは、所轄のときは警察署に「被害届」を提出し加害者に現状に復するよう補修させなければならない。加害者がわからない場合でも、被害届は提出しておく。

4 占用・使用許可の更新

案内板の設置に際し、道路・官公庁等の用地を使用しているため、占用・使用許可の更新を義務づけられているときは、更新時期を逸しないように更新すること。

項目	提出先	期間	継続手続き期間
国道占用許可	国道事務所	5年※	満了15日前
道路占用許可	建設局工営所	5年※	満了1カ月前
公園占用許可	公園事務所	3年	満了1カ月前
行政財産目的外使用許可	都市整備局保全整備課	3年	満了1カ月前
臨港道路等占用許可	港湾局施設管理課	3年	満了1カ月前

5 移設

占用許可者から工事等の事由により、移設の申し出を受けたときは、地元と協議のうえ代替地を探すこと。この場合、移設により、掲載図面の変更等が生じる場合もあり、移設位置の選定については、十分に留意すること。

移設経費については、業者見積を添えて、経費について予算配付依頼し、配付後、業者に発注すること。

6 建替

案内板の建て替えが必要な場合は、次の作業手順により、建て替えること。

案内板建替工程表

作業内容		
日程	案内板建替承認関係	案内板作製関係
5月	① 設置場所の選定	A 版下原図（白図）修正
6月	② 地元協議	（校正2回）
7月	地元承認	版下原図（白図）完成
	③ 1/200の詳細図面作成	B 版下ポジ作成（校正3回）
8月	④ 区から建設局工営所へ建替事前協議	版下ポジ完成 C 案内板本体作製
	⑤ 区から所轄警察署へ建替事前協議	
9月	⑥ 新舗装道路の場合、建設局工営所へ 「新舗装道路掘削許可申請書」の提出	
10月	⑦ 区から建設局工営所へ ア 「道路占用許可申請書」 イ 「道路使用許可申請書」	
	⑧ 区から所轄警察書交通規制課へ 建設局工営所から後日送付させるイの「協議書」の提出	
	⑨ 区から大阪ガスへ 「案内板設置工事の施工について」の提出	案内板本体完成
11月		
12月	⑩ 着工 ⑪ 検収 ⑫ 完了報告（市民局）	

I 作業計画

案内板の建替工程表を作成すること。

II 案内板建替承認関係

(1) 設置位置の選定（工程表 ①②）

案内板の設置基数及び従来の設置位置等を考慮して効果のある位置に設置すること。

- ① 商店等の前に設置するときは、営業妨害にならないように留意し、事前に隣接家屋の持ち主にも了解をとること。
- ② 2m以上の歩道のある道路は、歩車道境界の歩道側に設置する。
- ③ バス停留所の前後15m以内に設置しないこと。
- ④ 交差点・道路の曲がり角・ガレージ等の出入口に設置しないこと。
- ⑤ 消火栓・ガス栓・水道栓・マンホール等の付近には設置しないこと。
- ⑥ 文化財が埋蔵されている地域には設置しないこと。

⑦ 道路を表示した地名表示板が掲載されている位置に設置しないこと。

案内板設置に際して、設置位置付近の住民及び土地所有者等に必ず事前に了解を得たうえで調査するとともに、合わせて、案内板設置について了解を得ること。

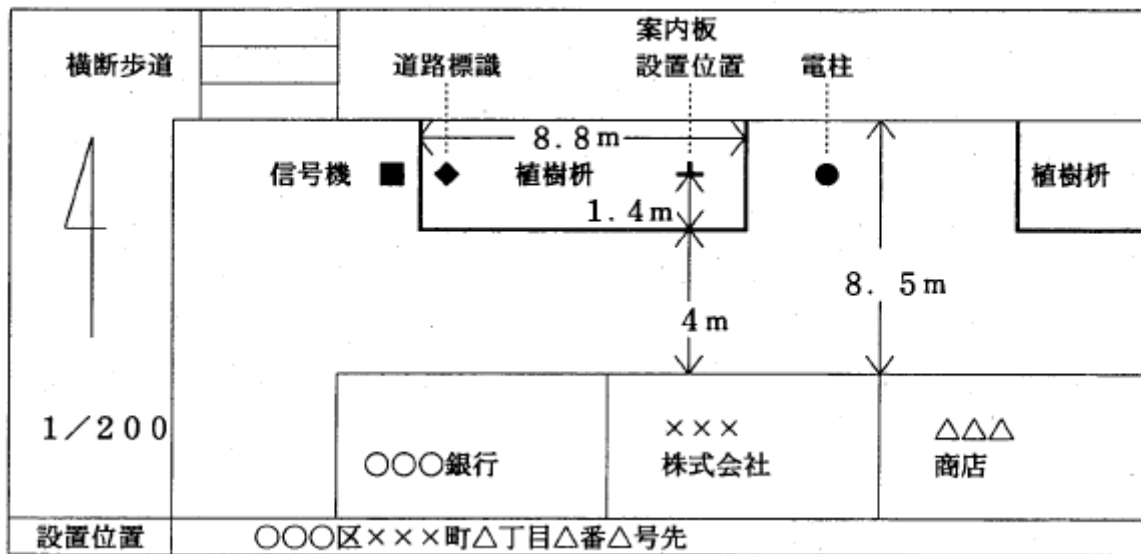
(2) 設置位置詳細図（工程表 ③）

案内板設置について、地域住民の了解を得たときは1/200の設置位置詳細図を作成すること。

・記入内容

- ① 設置位置（場所）、縮尺、方位記号
- ② 案内板番号（NO.1～）
- ③ 車道幅員、歩道幅員
- ④ 敷地から案内板までの幅、案内板から車道までの幅
- ⑤ 交差点から設置位置までの長さ（近い交差点）

案内板設置一詳細図《例》



⑥ 植え込みの場合は、植え込みがわかるように図示すること

(3) 案内板設置にかかる道路等占用・使用許可申請

案内板設置にあたって、土地所有者の占用・使用許可を事前に受けなければならない。

(4) 案内板を市道に設置する場合（工程表 ④～⑧）

・申請書

- ① 「新舗装道路掘削許可申請書」 添付書類3部
- ② 「道路占用許可申請書」 添付書類3部
- ③ 「道路使用許可申請書」 添付書類2部

・添付内容

- ① 住居表示案内板設置要綱
- ② 案内板設置一覧表及び設置位置図（街区図に表示する）
- ③ 案内板設置位置詳細図（1/200）

- ④ 案内板仕様書
- ・申請手順
 - ① 区から建設局工営所へ（工程表 ④）
工事時期等事前協議、新舗装道路の確認
 - ② 区から所轄警察署交通規制課へ（工程表 ⑤）
工事時期等事前協議
 - ③ 新舗装道路の場合、建設局工営所へ（工程表 ⑥）
「新舗装道路掘削許可申請書」を提出し、後日、「承認書」が送付されるので、次の「道路
占用許可申請書」に添付する。
 - ④ 区から建設局工営所へ（工程表 ⑦）
A. 「道路占用許可申請書」
B. 「道路使用許可申請書」を提出する。
 - ⑤ 建設局工営所から区へ
B. 「道路使用許可申請書」・「協議書」（建設局作成）が送付される。
 - ⑥ 区から所轄警察署交通規制課へ（工程表 ⑧）
B. 「道路使用許可申請書」・「協議書」を提出する。
 - ⑦ 所轄警察署交通規制課から区へ
B. 「道路使用許可申請書」・「協議書回答」が送付される。
 - ⑧ 区から建設局工営所へ
「協議書回答」を提出する。
 - ⑨ 建設局工営所から区へ
A. 「道路占用許可申請書」が送付される。

Ⅲ 案内板地図面作製関係

（１） 契約

契約は、次の（３）または（４）と（５）の２回で行い、版下業者の見積をとり、所要経費を配分申請し、契約をする。

（２） 版下原図の確認（工程表 A）

‡ 素 材 : 白フィルムベース（赤版…街区線、町界線、黒板…区界線、鉄道線、橋梁、
その他指示する事項）

‡ 規 格 : 1 / 3 0 0 0

‡ 掲載範囲 : 全区域

（３） 版下原図がある場合

版下原図の修正

作製以降の町区域変更、街区変更等変更箇所について修正を行う。

（４） 版下原図がない場合

版下原図の作製

- ① 提供する図面（1 / 5000）を基本図として 1 / 4500、1 / 3000 に写真拡大し、版下原図の下図とする。
- ② この下図を基準に 1 / 4500、1 / 3000 に拡大した場合の線の太さ等を考慮して、必要事項（街区線、町界線等）をトレースし、版下原図（1 / 4500、1 / 3000）を作製する。ただし、街区変更箇所等の修正が必要。

(5) 版下ポジ作製（工程表 B）

① 街区状況等調査

公共施設等の位置及び名称を調査し、街区図に修正箇所があれば朱書により修正する。

② 掲載町名・公共施設等一覧表の作成

案内板に掲載する必要のある次のものを町名毎にまとめ一覧表にする。

- ‡ 町名（ローマ字を含む）
- ‡ 周辺市区町村名
- ‡ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学（私学を除く）
- ‡ 官公署
- ‡ 地下鉄・私鉄等の駅名・路線名
- ‡ 道路名
- ‡ 河川名
- ‡ 橋梁名
- ‡ 公園名
- ‡ その他（消防署出張所・警察派出所は記号のみ表示）

③ 掲載範囲図

案内板毎の、掲載範囲図を街区図におとす。

④ 校正3回（各回1週間以内）

IV 案内板本体作成・設置関係（工程表 C⑨⑩⑪⑫）

① 契約

版下ポジが作製された時点で、案内板作製業者の見積もりを取り、所要経費を配分申請し、契約をする。

② 案内板道路側掲載町名一覧

- ‡ 設置位置の町名（ローマ字を含む）
- ‡ 設置位置左右隣接町名（ローマ字を含む）
- ‡ その他

③ 色版校正

版下ポジを案内板作製業者に渡した後、1週間後に色版（街区内は黄緑・公園は緑・河川は青）ができてくるので校正する。

④ 案内板色及び色の重なり校正

案内板作製途中で板面の色及び色の重なり等を校正する。

⑤ 案内板設置位置のマーキング

設置位置を大阪ガスの立ち会いのうえマーキングをするので設置予定日の2週間前に大阪ガス・案内板作製業者と日程調整し、最終設置位置をマーキングする。

⑥ 検収

設置完了時に案内板の正面・裏面から接写及び望遠で写真撮影するとともに、仕様書どおりに設置されているか検収する。

⑦ 関係書類の作成

案内板の関係書類を作成するとともに、設置に至るまでの関連書類を整理して、補修、占有許可の更新等、今後の事務処理資料とする。

⑧ 報告

設置位置図及び掲載範囲図並びに案内板写真を案内板設置完了報告に添付して市民局に送付すること。

XV 旧町名継承碑

住居表示の実施により、複雑に入り組んだ町名や町域を統合整理し、わかりやすい住居表示になるよう整備してきたところである。町名については、「住居表示に関する法律」第5条第2項に、住居表示の実施に伴い新たな町区域を定めた場合には、町の名称はできるだけ従来の名称に準拠して定めなければならないとされていることから、大阪市においても、法の趣旨をふまえ、「大阪市町名町界整理方針」に基づき定めてきたところである。

しかし、飛び地の場合等、どうしても、従来の名称に準拠し難い場合も考えられ、住居表示の実施に伴いやむを得ず由緒ある町名が変更されることもある。そこで法第9条の2において、市町村は、従来の名称がその地域の住民に永年にわたって親しまれ、当該地域の歴史、伝統、文化を継承するものであることに鑑み、その保存継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講じるよう努めなければならないものとしている。

大阪市においては、平成4年度から5年計画で、市民の憩いの場所などに旧町名継承碑を設置した。住居表示の実施により消えた町名は、大阪市内に400町余りあり、その町域内に1基ずつ設置することとし、碑文には旧町名・町名の存立期間、町名の由来等を記載している。また、碑は鋼製で石材塗装仕上げで、碑文版にはチタン板を使用している。

「大阪市旧町名継承碑設置要綱」により設置し、9年度までに323基を設置し事業は完了した。

XVI 地下街の住居表示

地上に建物等がない道路敷・広場等の地下に設けられた店舗、事務所、その他これに類する施設で「街」を形成している区域を地下街といい、次の方法で住居表示をしている。

1 町名の表示

地上の町名を表示する。

2 街区

地下街全域を街区といい、その表示は地下街の公称を用いる。

3 起点

地下街の発達状況・規模・形態を考慮して、街の先端を起点と定める。

4 住居番号

(1) 区画

地下街が大規模で形態が複雑であるときは、一定の規模で形成されている区域に呼称があるとき、あるいは、明確な地物で分断されているときは、その区域を「区画」といい、当該区画には起点から順序よく番号を付定する。

(2) ブロック

地下街が小規模であるときは、地下街の階段又は通路で区切られた区域を「ブロック」といい、当該ブロックには起点から順序よく番号を付定する。

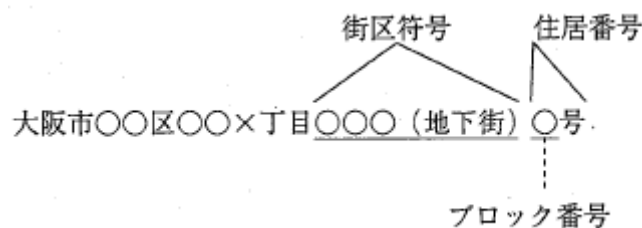
なお、「区画」内にあっても階段又は通路で区切られた区域を「ブロック」といい、当該ブロックには起点から順序よく番号を付定する。

5 住所の表示

(1) 区画を設けているとき



(2) 区画を設けていないとき



6 町名表示板、住居番号表示版

(1) 取付位置

各ブロックの角及び階段等外部からの出入り口に面した付近の、歩行者から見やすい位置に取り付ける。

(2) 表示板の規格等

実施基準で定めている。

7 住居表示台帳

街区毎に作成する。なお、街区見出し図には町境界・町名を記載して作成する。

8 地下街案内板

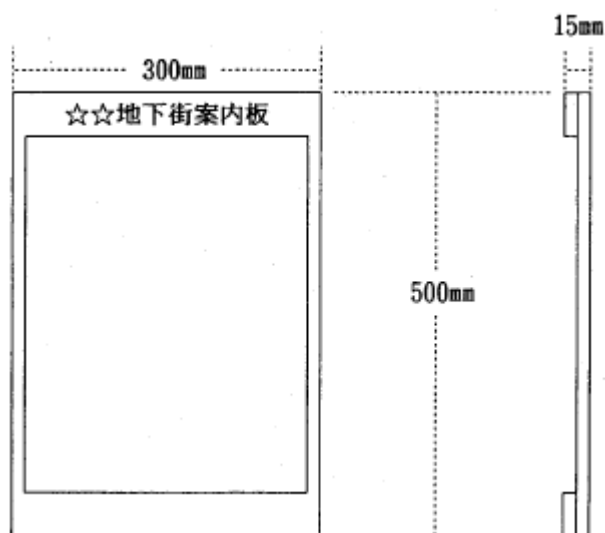
(1) 掲載範囲

1街区を掲載範囲とする。

(2) 掲載事項

町名・町界・街区符号・住居番号を掲載する。

(3) 形状



仕 様 書

- | | |
|----------|------------|
| 1 品名 | 〇〇〇地下街案内板 |
| 2 基数 | 基 |
| 3 納期 | 令和 年 月 日 |
| 4 設置場所 | 別紙位置 |
| 5 作製様式 | |
| (1) 版下ポジ | |
| ① | 4色刷り |
| ② | 設置位置を表示する。 |
| ③ | 色版により校正する。 |

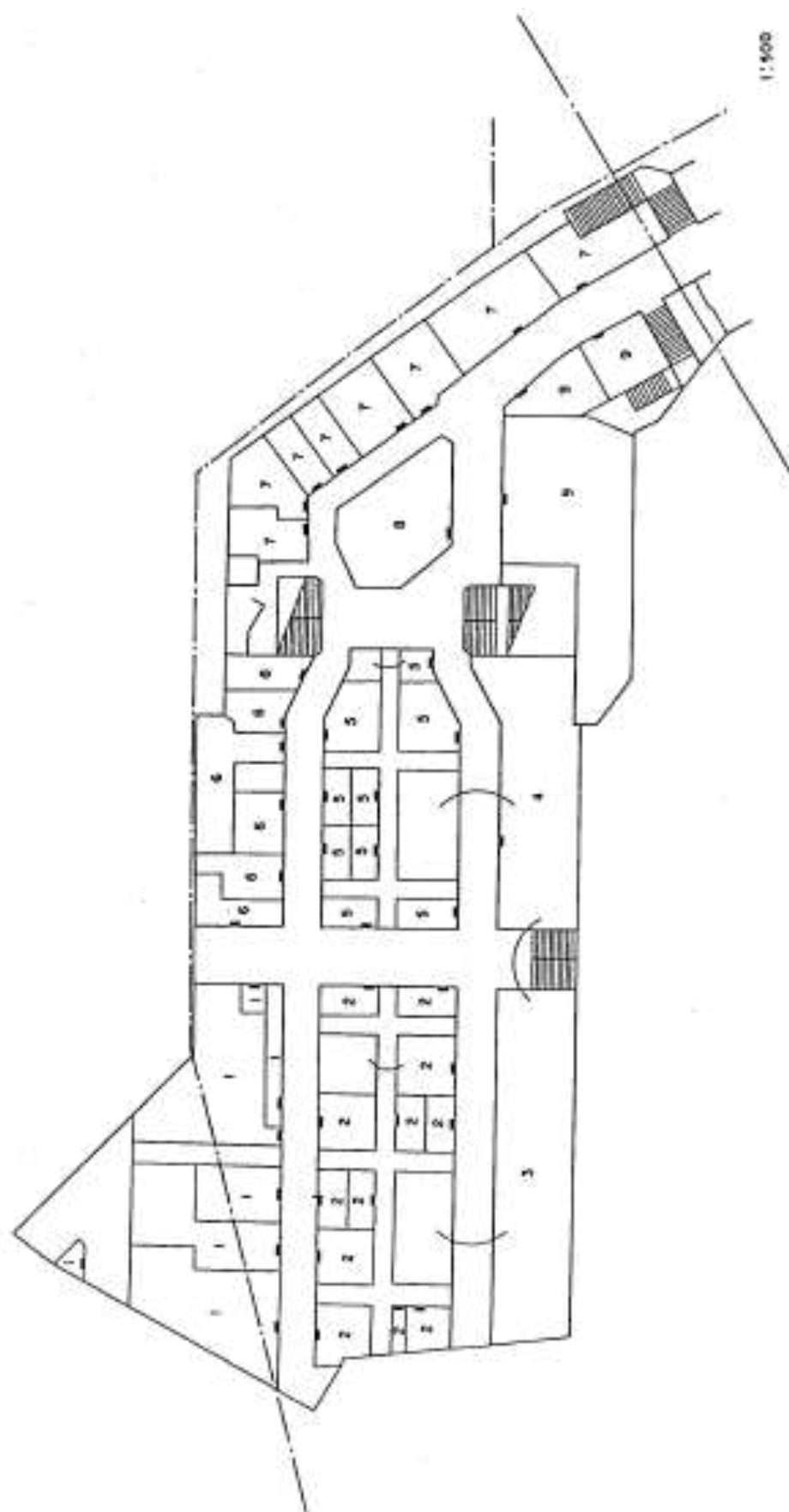
- (2) 外枠
 - ① 寸法
縦 500 mm 横 300 mm 厚さ 15 mm
 - ② 枠
1.2 mm厚の鉄板を折曲加工し、亜鉛メッキ処理後、メラニン樹脂焼付仕上げしたものを使用する。
 - ③ 使用するビス類は、ステンレス製とする。
- (3) 図版
樹脂強化アルミ板である「アルポリック板」(アルミ+樹脂+アルミ) 4mm厚を使用する。
- (4) 印刷
シルクスクリーン印刷
- (5) カバー
アクリライトMR 2mm
- (6) 取付
壁面への取り付けはホールインアカー又はAYプラグを使用する。
- (7) その他
本仕様に定めのない事項については、本市の指示に従うこと。

- (4) 設置場所
主要な地上への出入口
- (5) 管理
適宜現況を点検の上、破損・汚損又は貼り紙などにより、美観を損なわないよう配慮しなければならない。

9 地下街一覧

名称	梅田地下街 (メイト めだ)	堂島地下街	大阪駅前地下街	大阪駅前 ダイヤモンド 地下街 (ダイヤモンド 大阪)	なんなん タウン	虹のまち (なんば ウォーク)	長堀地下 街 (クリスタル 長堀)	アベノ地 下街
区名	北区	北区	北区	北区	中央区	中央区	中央区	天王寺区
町名	角田町 小松原町 芝田一丁目 茶屋町 曾根崎二丁目 堂山町	曾根崎新地 一丁目 曾根崎新地 二丁目 堂島一丁目 堂島二丁目	梅田一丁目 梅田二丁目 梅田三丁目 角田町 曾根崎二丁目	梅田一丁目	難波五丁目	千日前一丁目 難波一丁目 難波二丁目	南船場二丁目 南船場三丁目 南船場四丁目	堀越町
実施	昭和 53 年 2 月 1 日	昭和 53 年 2 月 1 日	昭和 53 年 2 月 1 日	平成 7 年 8 月 1 日	昭和 57 年 2 月 1 日	昭和 57 年 2 月 1 日	平成 9 年 2 月 1 日	昭和 56 年 3 月 2 日
区画	6	4	5	1	1	3	3	1
ブロック	5	10	9	5	13	5	9	7

地下街の付定例 ① なんなんタウン (2-1)



XVII 欠落調査

維持管理事務により住居表示制度の維持に努めているが、住居表示実施後の都市再開発・土地区画整理・道路の新設・土地の高度利用からのマンション等も建設等され町は日々変化しているなかで、定期的に「欠落調査及び住居番号表示板張替にかかる作業要領」により欠落調査を実施している。

1 事業内容

(1) 調査

複写した氏名入副台帳を用いて現場調査を行う。

① 街区形態

街区境界線の確認

② 建物等の形態

建物線および出入口の位置の確認

③ 街区表示板・町名表示板・住居番号表示板

表示板の欠落・破損・汚損の確認

④ 建物等の世帯主等の氏名

建物等の世帯主等の氏名等の確認

⑤ 現在、使用している住所

建物等の世帯主等が使用している住所が正しいかどうかの確認

(2) 作業

① 表示板の取付

ア 町名表示板

欠落した町名表示板の取付

イ 住居番号表示板

全建物等にメタクリル樹脂製住居番号表示板を取付

ウ 街区表示板

欠落した街区表示板の取付と破損・汚損した街区表示板の取替

② 図面の修正

ア 住居表示台帳（街区見出図を含む）

調査結果を基に住居表示台帳の修正または作成

イ 街区図

施設の位置・名称等の変更に伴う修正および街区変更に伴う修正と修正された街区図の写しの作成

(3) 作成

① 副台帳

修正・作成された住居表示台帳を複写して新規の副台帳を作成する。

② 氏名入副台帳

新規の副台帳に調査した建物等の世帯主等の氏名を記載して2部（1部は鉛筆書きのものを住居表示担当課で保管・管理する。鉛筆書きを複写したもの1部は当該区を管轄する市税事務所で使用する）作成する。

2 作業内容

(1) 計画

① 事業説明

欠落調査実施対象区に対して欠落調査作業要領を初めとした事業内容について市民局から説明

② 事業計画の調整

業者が提出する事業計画表（案）どおりに事業を実施することによって住民情報事務所管課の事務事業に支障がないかどうかを検討し、問題があれば日程調整をする。

(2) 作業

① 作業場所等の確保

調査・表示板の取付作業工程時の作業場所及び表示板等の物品置場を庁舎管理上問題が起きないように確保する。長期間になるため、早い時期に総務担当と調整する。

② 事業経費

事業に必要な経費については、業者見積等を添付して予算配分申請により事業実施までに市民局から予算配付を受けること。

③ 周知のビラの作製

見本を参考にして区独自のものを作製する。

ア 町名表示板・住居番号表示板取付等事業実施周知ビラ

イ 町名表示板・住居番号表示板不在用取付依頼ビラ

ウ 街区表示板取付依頼ビラ

エ 街区表示板不在用取付依頼ビラ

④ 表示板の作製

市民局において住居表示実施基準に基づき表示板下部に「区の花」を入れた街区表示板を作製する。また、町名表示板、住居番号表示板も作製する。表示板類の材質はすべて、メタクリル樹脂製である。

⑤ 校正および検収

周知ビラ類および街区表示板の文字の校正および納品された物品の検収をする。

⑥ 「調査員の証」「調査員バッジ」「調査員腕章」の交付

欠落調査実施業者の従事者に「大阪市住居表示事業に伴う調査員の証」を交付する。

必要があれば「調査員バッジ」「調査員腕章」も交付する。

3 点検・業者指導

(1) 台帳図

業者が調査してきた台帳図の朱書された記載内容を点検して住居表示台帳の修正・新規作製等の指示をする。この際、街区変更が必要な場合は、必ず告示手続きを行った後に、作成（修正）後の住居表示台帳と差し替えること。

(2) 誤った住所を使用している場合

住居番号が逆転せず、許容できる場合はその旨の指示をする。なお、住居番号が逆転する場合は、業者にその旨を指示するとともに、当該建物等の所有者等には正しい住居番号を使用するよう「事故票」(第20号様式)により指導する。

(3) 町名表示板・住居番号表示板の取付

業者が調査してきた台帳図・処理簿を点検し、取付の指示をする。

なお、誤った住所を使用している場合で、許容できるものは町名表示板・住居番号表示板は取り付ける。許容できないもので、住居番号表示板が欠落している場合は町名表示板は取り付けない。住居番号表示板が取り付けてある場合は、町名表示板は取り付ける。

4 検収

(1) 調査・表示板の取付状況

業者の現況調査および表示板の取付前に業者指導し、調査・取付時の作業状況ならびに調査・取付の終了に点検する。

(2) 修正・新規作製された住居表示台帳

台帳図と照合しながら点検する。なお、新規作製した住居表示台帳については、旧住居表示台帳と照合し、起点・街区線・フロンテージ等について誤りがないかを点検する。

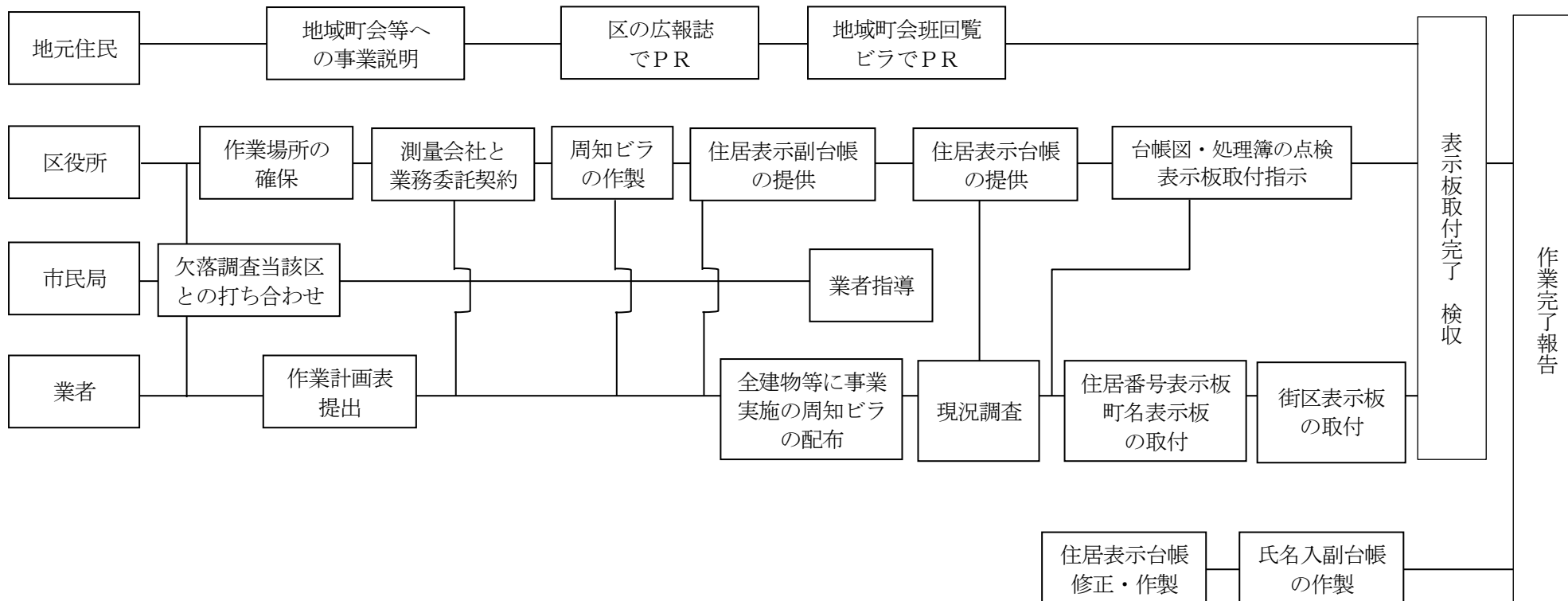
(3) 新規作製された氏名入住居表示台帳

台帳図と照合しながら点検する。

(4) その他の納品物品

町名表示板・欠落住居番号表示板等取付および調査作業要領に定める納品物品について検収する。

5 欠落調査事業工程表



最終納品一覧		
最終納品物	納品場所	数量
・調査図、台帳図	区役所	1セット
・処理簿	区役所	1セット
・住居表示台帳	区役所	1セット
・氏名入り副台帳	区役所	1セット
・氏名入り副台帳（写）	区役所	1セット
・住居表示台帳（写）	市民局	1セット
・処理件数等報告書及び集計表	市民局 区役所	各1部
・街区変更箇所一覧	市民局 区役所	各1部

XVIII 帳票

1 種類

- (1) 建物等新築届書・住居番号変更等申出書 「第1号様式」
条例第3条第1項及び同条第2項に規定されている新築・改築等による住居番号の付定・変更・廃止の届書・申出書
- (2) 中高層建物の入居者氏名および部屋番号 「第2号様式」
建物等新築届書・住居番号変更申出書を提出する際に、階層・部屋番号を確認して1号様式の添付書類とする（氏名は特に必要としない）。
- (3) 街区符号・住居番号通知書 「第3号様式の1」（付定専用）, 「第3号様式の2」
住居表示条例第3条第1項及び同条第2項に規定されている住居番号の付定・変更・廃止の届出・申出に基づく、住居番号の付定・変更・廃止の通知
- (4) 通知書 「第4号様式」
条例第3条第1項及び同条第2項に規定されている住居番号の付定・変更・廃止の届出・申出に基づく、住居番号の付定等不可の通知
- (5) 住居表示受付処理簿・出張報告書 「第5号様式」
条例第3条第1項及び同条第2項に規定されている新築・改築等による住居番号の付定・変更・廃止の届書・申出書の受付・処理・出張等の処理
- (6) 街区変更に伴う住居番号等の変更調書 「第6号様式」
街区変更に伴う住居番号等の変更経過を記載し、街区符号・住居番号通知書と契印する
- (7) 街区変更について（通知） 「第7号様式」
街区変更があったことを、関係行政機関に「街区変更に伴う住居番号等の変更調書」を添えて通知する。
- (8) 住居表示新旧対照表・住居表示台帳閲覧申請書 「第8号様式」
住居表示新旧対照表・住居表示台帳を閲覧する際の申請書および誓約書
- (9) 新規対照 「第9号様式」
住居表示実施後、街区変更、改築等による住居番号の変更があったとき、住居表示変更証明を発行するために記載
- (10) 届書等の受付・処理状況報告書 「第10号様式」
住居表示に関する届書等の受付・処理件数等を報告
- (11) 住居番号表示板保存数調書・請求書 「第11号様式」
住居番号表示板の保存数・使用数を記載するとともに住居番号表示板の必要数を記載
- (12) 住居表示の実施に伴う町名変更証明願 「第12号様式の1」
区名・町名変更証明願 「第12号様式の2」
- (13) 住居表示変更証明願 「第13号様式」
住居表示実施に伴う住居表示変更証明

- | | | |
|------|---|------------|
| (14) | 住居表示変更証明願
住居表示実施後の街区変更等による住居表示変更証明 | 「第 14 号様式」 |
| (15) | 欠落調査処理簿
式」
欠落調査した結果および処理経過を記載 | 「第 15 号様式」 |
| (16) | 事故連絡票（参考）
住居表示実施の際の現住所（実施前）・新住所（実施後）の誤り等を連絡。 | 「第 16 号様式」 |
| (17) | 街区符号及び住居番号の変更等について
街区変更により街区符号・住居番号の変更の内部連絡通知 | 「第 17 号様式」 |
| (18) | 地番集録事故連絡票
住居表示実施に伴い町区域変更した町区域内の底地番を集録した新町名地番集録表の誤り等を連絡 | 「第 18 号様式」 |
| (19) | 欠落等街区表示板調書
欠落調査による街区表示板の取付状況を記載 | 「第 19 号様式」 |
| (20) | 事故票
欠落調査により判明した住所を誤使用した者に対する通知及び処理経過を記載 | 「第 20 号様式」 |
| (21) | 街区表示板破損・汚損状況調書
現地調査・市民からの通報等により、新たに街区表示板を作製するための調書 | 「第 21 号様式」 |

2 帳票仕様

住居表示維持管理事務諸用紙一覧

様式	帳票名	規格	紙質	刷り色等	備考
1	建物等新築届出書 住居番号変更等申出書	A 3	再生紙 70kg	バラ 黒・赤（ミシン有り）	両面印刷
2	中高層建物の入居者氏名および部屋番号	A 4			片面印刷
3 (1)	住居番号通知書	A 4			片面印刷
3 (2)	街区符号通知書 住居番号	A 4			片面印刷
4	通知書	A 4			片面印刷
5	住居表示受付処理簿 出張報告書	B 4			片面印刷
6	街区変更に伴う住居番号等の変更調書	A 4			片面印刷
7	街区変更について	A 4			片面印刷
8	住居表示新旧対照表 閲覧申請書 住居表示台帳	A 4			片面印刷
9	新旧対照表	B 5			両面印刷
10	令和 年 月分住居表示に関する届書等の 受付・処理状況報告書	A 4			片面印刷
11	住居番号表示板 保存数調書 請求書	B 4			片面印刷
12 (1)	住居表示の実施に伴う町名変更証明願	A 4			片面印刷
12 (2)	区名町名変更証明願	A 4			片面印刷
13	住居表示変更証明願	A 4			片面印刷
14	住居表示変更証明願	A 4			片面印刷
15	欠落調査処理簿	A 4			両面印刷
16	事故連絡票（実施）	B 5			片面印刷 住居表示実施時に作成・A判化
17	街区符号及び住居番号の変更などについて	A 4			片面印刷
18	地番集録事故連絡票	A 4			片面印刷
19	欠落等街区表示番調書	A 4			片面印刷
20	事故表	A 3			片面印刷
21	街区表示板破損・汚損状況調書	A 4			片面印刷